

資料 オイゲン・フーバー宛
ルイ・ブリデル書簡 (1900-1912年)
——スイス人法律家の語る日本法学界——

小 沢 奈 々

1 はじめに

スイス連邦公文書館 (Schweizerisches Bundesarchiv) には、1912 (明治 45) 年に施行された同国の民法典を起草した法学者オイゲン・フーバー (Eugen Huber (1849-1923)) が生前に受け取ったとされる膨大な数に上る書簡が、“BAR Dfm-Erfassung/ZAP Repertorium J.1.109 (-): Huber Eugen (1849-1923), 2.F Allgemeine Korrespondenz” として所蔵されている。その差出人の中には、ジェニー (François Gény) やエールリッヒ (Eugen Ehrlich) といった、当時のヨーロッパ法学界に名を轟かせた法学者たちをはじめ、鳩山秀夫、穂積重遠、遊佐慶夫などの日本人法学者たちの名を見出すことが出来、フーバーの幅広い交友関係を窺い知れる貴重な史料である。その中でも本稿では、1900 (明治 33) 年より 13 年間の長きにわたり、東京帝国大学をはじめ、明治法律学校や和仏法律学校にて法学教育に従事した、スイス人教師ルイ・アドルフ・ブリデル (Louis Adolphe Bridel (1852-1913)) がフーバーに送った手書き書簡の翻刻・邦訳を試みるものである。

ルイ・ブリデルは 19 世紀末スイスの高名な法律家の 1 人であり、ジュネーヴ大学法科大学教授として、学説彙纂、比較私法そして民法入門を講じる傍ら、同大学法科大学長、ジュネーヴ州議会議員をはじめ、スイス民法典第一予備草案 (le premier avant-projet de code civil suisse) の編纂にも携わった人物である。1900 (明治 33) 年、前東京帝国大学仏蘭西法教師ルヴォン (Michelle Revon) の後任として、東京帝国大学法科大学に招聘された。同大学では主に「仏蘭西法」を担当し、1910 (明治 43) 年秋以降には、ドイツ人教師レーンホルム (Ludwig S. Loenholt)

25 juin 1901
Kagayashiki, 11. Hongo
Tokio.

Cher Collègue,

J'ai bien reçu, le 16 mai, votre
carte du 14 avril. Mais jusqu'ici
je n'ai point encore reçu le "Projet
de Code civil Suisse".

Voilà, je vous prie, ni en fait
adresser un exemplaire ou deux
en allemand et deux ou trois
en français, - ainsi que les autres
publications officielles & relatives à
exposés de motifs, etc..

Je reçois régulièrement les
envoi qui me sont faits de Genève
et de Lausanne mais toujours
rien de la Chancellerie fédérale!

49

*Mrs Comptess & Madam Stuber, 11 Hongo et à Mrs Meunier,
un secrétaire cantonal, M. et M. Bridel*

Lettre de Tokyo de L.Bridel du 25.juin.1901 (BAR Dfm-Erfassung/ZAP
Repertorium J.1.109 (-); Huber Eugen (1849-1923), 2.F Allgemeine Korrespondenz,
429 Bridel Louis (1852-1913), in: Schweizerisches Bundesarchiv, Bern.)

の代講として「独逸法」も講じている。彼の講筵に列していた学生たちの中には、杉山直治郎（明治36年卒）、牧野英一（明治36年卒）、末弘巖太郎（大正元年卒）、芦田均（大正元年卒）、栗山茂（大正2年卒）といった、大正・昭和期を代表する法学者・裁判官・政治家たちがいた。東京帝国大学の他にも、明治法律学校にて「泰西比較法制論」「法理学」を、和仏法律学校にて「比較民法」を、そして第一高等学校の仏語科3年生の生徒には「法学通論」を教授している。専門は、比較親族法（Droit de famille comparé）、特に婦人の法律上の地位についての比較研究である。また彼は、女権論者としても著名であったⁱ⁾。ブリデルの経歴、来日に至る経緯、日本における活動については、拙稿「東京帝国大学スイス人法学教師ルイ・アドルフ・ブリデル（一八五二—一九一三）の生涯」（『法学政治学論究』第74号、2007年）、同「東京帝国大学スイス人法学教師ルイ・ブリデルの比較法講義とスイス民法典紹介」（『法学政治学論究』第77号、2008年）、Nana Ozawa, Louis Adolphe Bridel -Ein schweizer Professor an der juristischen Fakultät der Tokyo Imperial University-（Frankfurt am Main 2010）を参照して頂きたい。

さて、先に紹介した、スイス連邦公文書館所蔵のフーバー宛書簡の中に、ブリデルがフーバーに宛てた書簡は全61通確認することが出来る。それらは1893（明治26）年4月より1912（明治45）年4月にわたって送られたものであり、そのうち、ブリデルが日本に滞在した1900（明治33）年から1913（大正2）年の間に書かれたものは15通となっている。本稿で翻刻を試みるのはこの15通の書簡である。本書簡に関しては、「スイス法律家新聞（SCHWEIZERISCHE JURISTEN ZEITUNG）」に、「（…）ルイ・ブリデルによる、日本からの非常に興味深い報告。彼の日本での教授活動、スイス民法典の邦訳作業における彼の活躍〔が書かれている〕ⁱⁱ⁾」と紹介されている通り、ブリデルの東京帝国大学における講義内容・方針、日本におけるブリデルの交流関係、彼の日本滞在の目的等が明らかにされており、ブリデルという人物を理解するための有益な史料の1つであることが窺えるだろう。

また、書簡が書かれた時期にも注目するならば、これらの書簡は、スイス・日本両国の特に民法典の編纂の経緯に関しても興味深い資料であると言える。後掲の【年表】で示されているように、日本では、明治初年より進められてきた民法典の編纂作業が、1898（明治31）年に明治民法典が施行されることでようやくその目



『法学協会雑誌』第31巻第4号、1913（大正2）年、口絵

廻がつき、ブリデルが来日した1900（明治33）年には、早くも同法の改正作業が求められるようになっていた。一方、スイスでも、1892（明治25）年より開始された民法典草案の編纂作業が着々と進められ、1900（明治33）年には第一草案が提出され、その後、連邦議会での審議・承認を経て、1912（明治45）年1月1日よりスイス連邦統一民法典（Schweizerisches Zivilgesetzbuch/ZGB）として施行されている。尤も、同民法典はそれ以前より、20世紀最新の法典として、ヨーロッパ各国の注目を受けており、日本の法律家の間でも、同時期に行われているスイス民法典の編纂作業には関心が持たれていた。本書簡には、こうした20世紀初

頭における日本・スイス両国の法学界の動きが鮮明に描き出されており、スイス民法典の編纂や日本での民法改正を巡る議論に関与しようと画策するブリデルの姿を見て取ることが出来る。

さらに本書簡は、お雇い外国人研究にとっても価値ある歴史史料の1つであるといっても過言ではない。現在の歴史研究では、1887(明治20)年以降にやってきたお雇い外国人については「歴史的意義をほとんど失った」ⁱⁱⁱ⁾とみなされている。しかし、ブリデルの我が国での活動実績を見ると、彼は、ポワソナードのような立法作業で重要な役割を果たしたとはいえないものの、法制度が一応、形を整えられた後であって、その「維持」あるいは「修正」という役目が期待されていた。本書簡には、我が国の法学界におけるブリデルの貢献が鮮明に描き出されており、ポワソナードに決して劣るものではない歴史的意義を確認することで、明治の後半期に来日したお雇い外国人たちの存在意義を再認識することの出来る史料となり得よう。

以上の前提を踏まえ、本稿では、まず本書簡の全体的な特徴を捉えた上で、上記15通の書簡の翻刻と筆者自身の理解の下でなされた「試訳」を提示してゆく。また本稿では、本書簡への理解をより深めるための補充史料として、「ローザンヌ新聞(Gazette de Lausanne)」に1912(明治45)年1月20日に掲載されたブリデルの報告記事“Le code civil suisse au Japon”も紹介したい。この記事には、日本そして中国で、スイス民法典がいかなる影響を及ぼし得るかについてのブリデル自身の考えが記されている。極東の地にじかに立ち、当時の社会状況や法の動きを目の当たりにしながら、ブリデルがどのような目標を掲げ、活動を行ってきたかを、上記の記事と書簡とをあわせて見ていくことで、さらに明らかにすることが出来るだろう。

なお、本書簡の翻刻作業にあたり、ベルン大学法学部名誉教授ピオ・カローニ(Pio Caroni)氏^{iv)}及び東京藝術大学音楽学部教師ミヒヤエル・シュタイン(Michael Stein)氏にはご助言とご意見を頂いた。この場を借りて謝意を申し上げたい。

i) 来日する前には、「ジュネーヴ女性法的地位改革協会(L'association genevoise pour la réforme de la condition légale de la femme)」や、性病予防法下での公娼制

【年表】

スイス	日本				
	1879（明治12）年 政府はボワソナードに日本民法の草案作成を依頼する				
1883年 スイス債務法施行	1880（明治13）年 6月より元老院民法編纂局にて民法の編纂を開始する				
1884年 オイゲン・フーバー、スイス法律家協会よりスイス私法の比較研究を委託される。また草案準備委員に選ばれる					
1886（～1893）年 フーバーによって『スイス私法の体系とその歴史』が著される	1888（明治21）年 旧民法第一草案				
	1889（明治22）年 法学士会が旧民法の施行延期を求める意見書を発表、民法典論争の開始				
1892年 フーバー、ベルン大学に招聘。連邦参事会よりスイス民法典の草案起草を委託される	1890（明治23）年 大日本帝国憲法施行 民法財産編、財産取得編（1～12章）、債権担保編、証拠編が4月21日に法律28号として、人事編、財産取得編（13～15章）が10月7日に法律97号として公布				
1893年 部分草案の起草（98年まで）	1892（明治25）年 「民法及商法施行延期法律案」が帝国議会で議決（5月28日貴族院可決、6月10日衆議院可決）、天皇の裁可を得て、同延期法律案は法律8号（「民法及商法施行延期法律」）として11月24日に公布				
<table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td>1894年 die Wirkung der Ehe</td> </tr> <tr> <td>1895年 das Erbrecht</td> </tr> <tr> <td>1898年 das Grundfandrecht</td> </tr> </table>	}	1894年 die Wirkung der Ehe	1895年 das Erbrecht	1898年 das Grundfandrecht	1893（明治26）年 法典審査会設置（起草者：梅謙次郎、富井政章、穂積陳重）
}		1894年 die Wirkung der Ehe			
		1895年 das Erbrecht			
	1898年 das Grundfandrecht				
1898年 憲法改正により、連邦が民法制定権を取得	1896（明治29）年 4月27日に第1編総則、第2編物権、第3編債権が法律89号として公布。12月29日、旧民法の施行を再延期する法律が制定（法律94号）				
1900年 第1草案完成	1898（明治31）年 6月21日に第4編親族、第5編相続が法律9号として公布。7月16日、民法全編が施行				
1901年 専門委員会での審議（1903年まで）	← 1900（明治33）年 ブリデル来日				
1904年 第2草案完成	1901（明治34）年 民法改正				
1905年 連邦議会での審議（1907年まで）	1902（明治35）年 民法改正				
1907年 12月10日民法草案が両院で承認					
1911年 3月30日改正債務法、両院において承認					
1912年 1月1日民法典施行					

度の反対運動に尽力したジョセフィン・バトラー (J. Butler 1828-1906) の「国際廃娼連盟 (International Abolitionist Federation)」のメンバーとして、婦人の法律上の地位の改善に尽力した。

- ii) Leo Neuhaus, “Das Eugen Huber Archiv im Bundesarchiv in Bern”, in: Schweizerische Juristen Zeitung, 15.12.1957, S.374ff.

また我妻榮「スイス民法五十年」(『ジュリスト』第156巻、1958年)24頁以下にも、ノイハウスによって記された上記論文の紹介があり、滞日中のブリデルとフーバーの間に交流があったことが記されている。

なお、本稿において、筆者による補記は〔 〕で示すこととする。試訳を行う際も同様とする。

- iii) 梅溪昇『お雇い外国人』(日本経済新聞社、昭和40年)211頁。
iv) カローニ氏の経歴、研究業績については、拙訳「ピオ・カローニ 法史家の孤独」(『慶應法学』第18号、2011年)を参照して頂きたい。

2 フーバー宛ブリデル書簡の概要

本稿で翻刻を試みる15通の書簡を日付順に並べると次のようになる。

【書簡1】	1901 (明治34)年3月11日	東京 (仏文)
【書簡2】	1901 (明治34)年6月25日	本郷 加賀屋敷11番館 (仏文)
【書簡3】	1904 (明治37)年8月12日	日光 中善寺 (仏文)
<hr/>		
【書簡4】	1906 (明治39)年4月17日	東京 本郷 大学11番館 (仏文)
【書簡5】	1906 (明治39)年11月19日	東京 本郷 大学11番館 (仏文)
【書簡6】	1907 (明治40)年5月6日	東京 本郷 大学11番館 (独文)
【書簡7】	1907 (明治40)年12月6日	ジュネーヴ (独文)
【書簡8】	1907 (明治40)年12月16日	ジュネーヴ (独文)
<hr/>		
【書簡9】	1908 (明治41)年3月15日	東京 本郷 大学11番館 (仏文)
【書簡10】	1908 (明治41)年6月7日	東京 大学 (仏文)
【書簡11】	1908 (明治41)年8月6日	湯元 日光 (独文)
【書簡12】	1908 (明治41)年12月25日	東京 (仏文)
【書簡13】	1910 (明治43)年7月4日	東京 (独文)

【書簡 14】 1910（明治 43）年 11 月 18 日 東京 小石川老松町 59 番地（独文）

【書簡 15】 1912（明治 45）年 4 月 4 日 東京（独文）

これら 15 通のうち 8 通はフランス語、7 通はドイツ語で綴られている。フランス語はブリデルの母国語であり、ドイツ語はフーバーの母国語である。ブリデルは自ら、ドイツ語を不得手だと述べているものの（【書簡 6】）、このような 2 カ国語による書簡のやりとりは、多言語国家スイスの特徴とも言えよう。

内容に関して、書簡全体を通して理解出来ることは、ブリデルにとって日本滞在における最も重要な課題は「スイス民法典を日本に広める」ことにあったという点である。そのためにブリデルは積極的に活動をし、フーバーにも資料提供を中心に、様々なかたちで助力を求めていった。以上の事実を踏まえた上で、これらの書簡は、上記に示したような 3 つの区分に基づき、【書簡 1】～【書簡 3】を第 1 期、【書簡 4】～【書簡 8】を第 2 期、【書簡 9】～【書簡 15】を第 3 期と見ることが出来る。

第 1 期では来日してまもないブリデルの慣れない極東での生活への奮闘ぶりを、荷物の輸送事情（【書簡 1】）や東京の気候事情（【書簡 3】）などから窺える。また、日本で施行されたばかりの民法典が改正を行う際には、目下、編纂過程中のスイス民法が多大な影響を及ぼすことを予期し（【書簡 3】）、そこに自らの滞在目的を見出す彼の姿を見ることも出来る。ブリデルは、1900（明治 33）年の来日時には、東京帝国大学と 3 年間の契約を締結し、ジュネーヴ大学にも籍を残していたのだが、1902（明治 35）年に東京帝国大学との継続雇用が決定されたことで、翌 1903（明治 36）年にジュネーヴ大学を辞職している。従って、この時期における彼の書簡からは、これから日本で生きていくための決意を見ることが出来るのではないだろうか。

第 2 期では 1905（明治 38）年より開始された連邦議会でのスイス民法典草案を巡る審議が終盤を迎え、1907（明治 40）年 12 月 10 日の採決に至るまでの過程の中で、ブリデルが同民法典との関わりを強く求める姿を見出すことが出来る。ブリデルは起草者フーバーに対し、同民法典草案についての自らの所見を述べ、特に同草案のフランス語翻訳に対して厳しい批判を行っている（【書簡 6】）。またブリデルは、同草案の議会での採決を見届けるためにスイスへ一時帰国し、フーバーとの再会も果たしている（【書簡 7】【書簡 8】）。さらに東京帝国大学内では、スイス民

法典公布の目処がたったのを見計らい、スイス民法典に関する講義を開始させた（【書簡 4】【書簡 5】）。つまり、この時期は、スイス民法典の行く末を決める大事な時期であったと同時に、「スイス民法典を日本に広める」というブリデルの「課題」の実現に向けての始動時期であると理解してよいだろう。

そして第 3 期では、スイス民法典はいよいよ 1908（明治 41）年に公布、1912（明治 45）年に施行と、重要な年を迎えることとなる。ブリデル自身にとっても、1908（明治 41）年に東京帝国大学との 3 度目の雇継契約を決心したものの、当職を辞して祖国への帰国を望むようになり始めていた時期であった（【書簡 13】）。このような意味から、この時期を彼の「課題」の総仕上げの時期として理解することが出来よう。事実、スイスの新民法典を極東の地で積極的に広めようとする彼の絶え間ない努力が、この時期に綴られた書簡には鮮明に映し出されている。同民法の啓蒙活動の一環として、ブリデルは、同民法典に関する講義や論文執筆、同民法典の冊子の配布を行っており、大きなやりがいと成果を見出していたようである（【書簡 13】～【書簡 15】）。さらにこの時期には、近代国家形成に向けて歩みだした中国にも目を向け、同国の要人に新民法典を寄贈したり、さらには、駐日スイス公使やスイス連邦大統領にスイスの中国進出の重要性を唱え始めたりしており（【書簡 12】【書簡 15】）、彼の中国への関心の大きさを窺い知ることが出来る。しかし、ブリデルは、フーバーに最後に書簡を送った約 1 年後の 1913（大正 2）年 3 月 23 日、志半ばで帰らぬ人となった。

ここでまた、ブリデルとフーバーの関係についても若干の言及を行っておこう。ブリデルとフーバーは、同時期（1890 年代を中心）にスイス国内の法科大学の教授職に就いていたこと、共に「スイス法律家協会」（Schweizerischer Juristenverein）の会員であったこと、ブリデルが主任（Directeur）を務めていた『社会道徳雑誌（Revue de morale sociale）』に度々フーバーが執筆していたこと、フーバーが起草委員として中心に活動していた、スイス民法典の部分草案の 1 つである「婚姻の効果」（die Wirkung der Ehe）にブリデルが関与していたことなどに両者の接点がある。書簡からは、ブリデルがフーバーを「tu」「du」といった親称ではなく、「vous」「Sie」と敬称で呼んでいる点、フーバーを「Monsieur et honoré collègue」「Herr Kollege」と記している点が見られる。このような呼び方から、両者は接点

オイゲン・フーバー宛ルイ・ブリデル書簡（1900-1912年）

を持っていたものの、親友のような間柄ではなかったことが推定されるⁱ⁾。しかし手紙の書き出し部分が「Cher」「Lieber」というような、親しい間柄の場合に使う呼びかけを用いている点、またブリデル一家はフーバー一家と家族間で交流をしていたこと、両者が個人的に面会していること、ブリデルが自分の学術やスイス民法典にかける想いを吐露している事実から、この両者は、同僚としての関係の中では比較的親しい間柄であったと推察出来る。そして何よりも、書面の全体から、ブリデルはフーバーそして彼の作品であるスイス民法典を尊敬し、誇りに思っていたことを読み取ることが出来るだろう。

それでは次に、書簡の翻刻及び試訳を行ってゆく。その際、訳注として、背景的な説明と誤記と思われる箇所指摘をする。

i) しかし、1910（明治43）年以降、ブリデルはフーバーを「Freund」（親友）と呼ぶことが多くなり、両者間の関係の変化が見られる（【書簡13】【書簡14】【書簡15】）。

3 書簡の翻刻・試訳・注解

【書簡1】

Tokio, 11 mars 1901.

Cher Monsieur et honoré collègue,

Le 28 janvier dernier je recevais de vous un “Imprimé”, mais le contenu de l’enveloppe était un catalogue de machines américaines ! tandis que vous m’aviez adressé, je le suppose, un exemplaire du “Projet de Code civil suisse”...

Probablement que l’envoi n’étant pas suffisamment ficelé, le volume que vous m’envoyiez sera sorti de l’enveloppe et aura été remplacé, par erreur, en route, par quelque employé postal, par le dit catalogue américain — tandis que le destinataire du catalogue aura reçu ce qui m’ était destiné !

Je vous ai écrit tout cela dans une carte postale le 29 janvier, mais le vaisseau

porteur de cette carte ayant fait naufrage avant d'aborder à San Fransisco (il s'agit du "City of Rio de Janeiro"), vous ne recevrez sans doute jamais les lignes que je vous ai écrites.

Veillez donc avoir l'obligeance de m'envoyer un autre exemplaire du "Projet de C.C.suisse" — que je me réjouis beaucoup de posséder⁽¹⁾. Bien ficeler l'envoi, s.v.p.

Espérons que nous sommes au bout de nos mésaventures postales !

Je désire beaucoup avoir le texte allemand et le texte français du Projet.

Veillez saluer Madame H. de ma part, je vous prie, et recevoir l'assurance de mes sentiments dévoués.

Louis Bridel, Prof à l'université impériale, Tokio.

(1) sic, posséder → posséder

【書簡 1】

東京 1901 年 3 月 11 日

尊敬すべき同僚である、親愛なる氏へ

去る 1 月 28 日、あなたから「印刷物」を受け取りました。しかしその封筒の中身は、アメリカの機械のカタログでした！ あなたは「スイス民法典草案」⁽¹⁾を郵送して下さったのだと推測しておりますが……。

おそらく、郵便物が十分に〔紐で〕縛り付けられておらず、送って下さった冊子が封筒から外に出てしまい、道中に郵便局員が誤ってアメリカの〔機械の〕カタログを代わりに〔その封筒に〕入れてしまったのではないのでしょうか。〔おそらく〕カタログの受取人は、私宛の荷物を受け取ったことでしょう。

私は、1 月 29 日付のポストカードに、上記の内容について書きました。しかし、そのカードを運んだ輸送船は、サンフランシスコの岸に着く前に、遭難してしまったとのことです（「リオ・デジャネイロ・シティ号」のことです）⁽²⁾。〔そのため〕おそらくあなたがそれを受け取ることはありません。

そのようなわけで、他の「スイス民法典草案」の冊子を私に〔再度〕送って頂けますか。それが手に入れば非常に嬉しいです。〔しかしその時は〕郵便物を

オイゲン・フーバー宛ルイ・ブリデル書簡（1900-1912年）

どうか紐で〔しっかりと〕くくって下さい。

郵便の災難がこれで終わりになりますようお願いしております。

ドイツ語で書かれた草案のテキストとフランス語で書かれた草案のテキストが欲しいです。

奥様にどうぞ宜しくお伝え下さい。

敬具

ルイ・ブリデル 東京帝国大学教授

- (1) 「1900年11月15日付連邦司法省草案」(Vorentwurf des Eidgenössischen Justiz- und Polizeidepartementes vom 15. November 1900) のことである。「司法省案」(Departementalentwurf) または「第一次草案」(Entwurf I) とも呼ばれている(松倉耕作「スイス民法典の統一とその特色」(『名城法学』第23巻2号、1974年)129頁)。
- (2) 横浜・サンフランシスコ間の定期船、シティ・オブ・リオデジャネイロ号の沈没事故のことである。沈没した正確な日付はわからないが、「十九日桑港着の日取」となっていることから、1901(明治34)年2月中旬であることがわかる。この事故により、102名の乗客の命が奪われた。日本人乗客は17人おり、そのうちの5名は助命された。またこの定期船に搭載された貨物は全て流出されたと報じられている。その中には郵便物もあり、「横濱郵便局より差立てたる郵便物ハホノル、揚十五箇行囊桑港百十三箇行囊にして此内書留八百九十通其内譯ハ亜米利加二百九通歐羅巴各地行六百八十一通なりし」となっている(明治34年2月26日『讀賣新聞』(第8499号))。

【書簡2】

25 juin 1901.

Kagayashiki, 11. Hongo
Tokio

Cher Collègue,

J'ai bien reçu, le 16 mai, votre carte du 14 avril. Mais jusqu'ici je n'ai point encore reçu le "Projet de Code civil suisse".

Veuillez, je vous prie, m'en faire adresser un exemplaire ou deux en allemand et deux ou trois en français, — ainsi que les autres publications

officielles y-relatives : exposé⁽¹⁾ des motifs, etc.

Je reçois très régulièrement les envois qui me sont faits de Genève et de Lausanne. Mais toujours rien de la Chancellerie fédérale !

Mes compliments à Madame Huber, s.v.p. et à vous mêmes⁽²⁾ mes salutations cordiales.

Louis Bridel

(1) sic, exposé → exposé

(2) sic, vous mêmes → vous-mêmes

【書簡 2】

1901年6月25日

本郷 加賀屋敷 11 番館⁽¹⁾

東京

親愛なる同僚へ

5月16日に、あなたからの4月16日付のカードを無事受け取りました。しかし、「スイス民法草案」は、未だに受け取っていません。

ドイツ語版の〔スイス民法典草案の〕小冊子を1冊か2冊、そしてフランス語版冊子を2冊か3冊、〔また〕同様に、その他の〔スイス民法に〕関連した公式刊行物——〔例えばスイス民法草案の〕法案理由書⁽²⁾等——を送って下さいますようお願いいたします。

ジュネーヴとローザンヌからは郵便物を定期的に取り寄せています。しかし、連邦首相官房からは相変わらず来ません。

奥様に宜しくお伝え下さい。

敬具

ルイ・ブリデル

(1) 1901 (明治 34) 年 4 月以降、ブリデルは東京帝国大学構内の教師館 11 番館に住んでいる。当初は、同じく法科大学で経済学・財政学を担当していたアメリカ人教師グリフィン (C.S. Griffin) と同居していたが、グリフィンが 1904 (明治 37) 年に箱根にて死去した後は、1908 (明治 41) 年まで 1 人でそこに住んでいた (拙稿前掲「東京帝国大学スイス人法學教師ルイ・アドルフ・ブリデルの生涯」172・186 頁)。

(2) 「解説」(Erläuterungen zum Vorentwurf/Exposé des motif de l'avant-projet)

オイゲン・フーバー宛ルイ・ブリデル書簡（1900-1912年）

は、司法省の指示を受け、フーバーが1901年から1902年にかけて著したものである。ここには第一次草案の基本的な考え方、目的等が記されており、優れた立法資料として、今なお高い評価を受けている（Bernar Kommentar zum Schweizerischen Zivilrecht, Einleitungsband, herausgegeben von A Meier-Hayoz, Bern, 1966, S.33. 松倉前掲「スイス民法典の統一とその特色」129頁）。

【書簡3】

Chuzenji, sur Nikko, 12.8.04.

A Monsieur le professeur Eug. Huber, à Berne,

Cher Monsieur et honoré collègue,

Puis-je vous prier de bien vouloir me faire envoyer le Projet de CC suisse accompagné du Message, en texte allemand et français, s.v.p. — Si vous pouviez me procurer deux exemplaires de cette publication, je serais heureux d'en remettre un à la Bibliothèque de l'Université.

On s'intéresse vivement, à la faculté de droit de Tokio, au travail législatif contemporain. Le 21 mars, nous avons célébré d'une façon intéressante, le centenaire du CC français. Je ne serais pas étonné si le nouveau CC suisse exerçait une assez forte influence lors d'une première et peut-être prochaine révision du CC japonais. — Le fait que le Code suisse, tout en étant une oeuvre "nationale", procède cependant, à certains égards, et du Code français et du Code allemand, est de nature à lui faire jouer un rôle important sur la législation d'autres pays et spécialement ici, je le crois.

Je passe mes vacances à la montagne, aux bords du joli petit lac de Chuzenji (1.300 mètres d'altitude), pour échapper à la température chaude et humide de Tokio, qui me rend mon travail intellectuel presque impossible.

Les nouvelles de la guerre continuent à être favorables aux Japonais. Leur victoire complète et définitive serait un grand bonheur pour l'Europe et

surtout pour le peuple russe...

Mes salutations cordiales à Madame Huber, s.v.p., et à vous-même.

Votre dévoué Louis Bridel

Votre portrait, découpé dans la “Patrie Suisse”, est mis dans ma salle à manger à Tokio. Mes étudiants connaissent ainsi le rédacteur du CC suisse.

【書簡 3】

日光中善寺 1904年8月12日

ベルン オイゲン・フーバー教授殿

尊敬すべき同僚である、親愛なる氏へ

スイス民法草案⁽¹⁾のドイツ語・フランス語版と〔連邦議会の〕報告書を送って頂きたいのですがよろしいでしょうか。——もしこれらの出版物を2冊、手にすることが出来るならば、そのうちの1冊を是非、大学図書館に寄贈したいと思っております。

東京〔帝国大学〕法科大学では、現在〔行われているスイス民法典の〕立法作業に強い関心が持たれております。3月21日、我々は、フランス民法100周年を趣向を凝らした形でお祝いしました⁽²⁾。もし新スイス民法が、おそらく近日中に行われる、日本民法にとっては初めてとなる修正の時に、かなり強い影響を与えるとしても、私は驚きません。——スイス民法は、「国家」〔固有〕の産物ではありますが、ある部分では、フランス民法やドイツ民法の〔影響〕を受けており、他の国家の立法、特にここ日本の立法に重要な役割を果たす性質を備えていると考えています。

〔東京の暑さと湿気では〕仕事をする事などとても不可能なので、私は休暇には、東京から逃れるために、山の中にある、ちぢんまりして美しい中善寺湖⁽³⁾（標高1,300メートル）のほとりで過ごしております。

戦争⁽⁴⁾の知らせは、引き続き日本に有利です。彼らの完全勝利は、ヨーロッパに、とりわけ、ロシアに大きな幸福となるでしょう⁽⁵⁾。

オイゲン・フーバー宛ルイ・ブリデル書簡（1900-1912年）

奥様にどうぞ宜しくお伝え下さい。

敬具

ルイ・ブリデル

東京（帝国大学）の食堂に、『祖国スイス（Patrie Suisse）』⁽⁶⁾ から切り取られたあなたの肖像写真が飾られています。そのようなわけで、私の学生たちは、スイス民法典の起草者を周知しているのです。

- (1) 「1904年5月28日付連邦参事会草案」(Entwurf des Bundesrates vom 28. Mai 1904) のことである。「第二次草案」(Entwurf II) とも呼ばれている。同草案は、連邦議会の報告書(Botschaft)とあわせて、1904年の官報(Bundesblatt)に掲載されており、ドイツ語・フランス語・イタリア語の3カ国語のものが公表されている(Berner Kommentar, aa.O, S.34、松倉前掲「スイス民法典の統一とその特色」130頁参照)。
- (2) 東京帝国大学法科大学の法理研究会が主催となり、1904(明治37)年3月21日(仏蘭西民法典の記念日)に「仏国民法典百年記念祭」が挙行された。当日は500名近くの人が参列し大規模に行われた。梅謙次郎、富井政章、穂積陳重、井上正一、ブリデルの各氏が講演を行い、式典に参列したフランス公使や司法大臣からは祝辞が述べられた。また、フランス大統領からも祝電が送られ、朗読されたそうである。ブリデルの講演内容(「仏蘭西民法ノ歐米ニ及ホシタル影響」)については、法學博士梅謙次郎先生述 法學博士富井政章先生述 大學教師ルイ、ブリデル先生述 法學博士井上正一先生述 法學博士穂積陳重先生述『仏蘭西民法百年記念論集』(法理研究会出版、1905年)37頁以下を参照のこと。
- (3) ブリデルは、夏の休暇には頻繁に中善寺湖を訪れている。この書簡が送られる前年の1903(明治36)年8月にも、ジュネーヴ大学法学部を女性で初めて卒業し、弁護士となったNelly Schreiber-Favre 宛に、中善寺・歌ヶ浜の絵葉書が送られており、またその他のフーバー宛書簡にも、中善寺の近隣に位置する「湯本」という温泉地から送られたものが見られる。ブリデル逝去の際に紹介された記事にも「君は又大に自然を愛し、高山生活に祖国の面影を偲びて、毎夏野洲湯本に遊び毎秋鹽原の黄葉を賞するを以て至楽とせり」と紹介されている(『法学協会雑誌』第31巻第4号、1913年、163頁)。
- (4) 日露戦争(1904-1905)を指している。8月10日の黄海海戦の知らせを聞いた上での記述であろう。
- (5) 帝政を批判する立場をとった上での発言であろうか？
- (6) 『Patrie Suisse』は、1893年10月4日にジュネーヴにおいて第1巻が発刊され

て以来、1962年5月に“La Femme d'aujourd'hui”に引き継がれるまで、挿絵を取り入れながら、国内のテーマ——内政・軍隊・自然・スポーツ——を中立的な立場から扱っていた雑誌である（Historisches Lexikon der Schweiz, hrsg. von der Stiftung Historisches Lexikon der Schweiz（オンライン版）参照）。

【書簡 4】

Tokio, Hongo, Université, No 11

17.4.06.

A Monsieur le professeur Eug. Huber, Berne

Monsieur et cher collègue,

J'ai reçu, à la fin du mois d'octobre 1904, le “Message du Conseil fédéral du 28 mai 1904, concernant le Projet de code civil suisse” (en allemand et en français). — Dès lors, il doit avoir paru d'autres publications intéressantes sur le dit Projet. Auriez-vous l'obligeance de me les faire parvenir. — J'ai l'intention de donner un Cours, à partir de cet automne, à mes étudiants de 4ème année, sur le nouveau “C.C.Suisse” et je voudrais avoir les diverses publications y relatives.

Outre le dit “Message de 1904⁽¹⁾”, je possède “l'Exposé des motifs de l'avant projet du Dépt. de Justice et Police, Tome I : Introduction et Droit de famille” de 1901. Mais c'est tout, et cela n'est pas suffisant pour le but que j'ai en vue...

S'il vous est possible de me procurer les autres publications parues et à paraître concernant votre Code civil, si intéressant, je vous en serais reconnaissant. — S'il y a des frais, je suis tout disposé à les supporter.

Salutations cordiales de votre dévoué

Louis Bridel

prof. à la fac. de droit, Université impériale de Tokio.

1. Exposé des motifs II°
2. 〃 〃 〃 III°
3. Message du 5 mars 1905
4. L'avant-projet du département Code civil 1900

(1) sic, "Message de 1904 → "Message de 1904"

【書簡4】

東京本郷 大学 11 番館

1906 年 4 月 17 日

ベルン、オイゲン・フーバー教授殿

尊敬すべき同僚である氏へ

1904 年 10 月の終わりに、「スイス民法典草案に関する 1904 年 5 月 28 日連邦議会報告書⁽¹⁾」（ドイツ語とフランス語のもの）を受け取りました。——それ以降、この他にも、草案に関する興味深い出版物がきつと刊行されているのでしょうね。[もしあるようでしたら] それらを私のところに送って頂けませんか。——私は、第 4 回生の学生たちに今秋から新しい「スイス民法典」についての授業を行うつもりです。そのために、それに関係する様々な出版物を入手したいのです。

[上記の]「1904 年の報告書」に加えて、1901 年『司法・警察省による解説 第 1 巻「序文と家族法⁽²⁾』は手元にあります。しかし、私が持っているのはその巻のみですので、それだけでは私の念頭に置いている目的のためには十分ではないのです。

もし可能であれば、民法典に関するその他の出版物、それと近刊予定の出版物の中に興味深いものがあつたら送って頂ければありがたく存じます。——もし費用がかかるようでしたら、私が負担いたします。

敬具

ルイ・ブリデル

- 1 解説第2巻
- 2 解説第3巻
- 3 1905年3月5日の報告書⁽³⁾
- 4 1900年スイス民法司法省案⁽⁴⁾

(1) 1904年8月12日付の書簡の中でフーバーに依頼した「1904年5月28日付連邦参事会草案」(Entwurf des Bundesrates vom 28. Mai 1904) のことである。

(2) 1901年6月25日付の書簡の中でフーバーに依頼した『解説』(Erläuterungen zum Vorentwurf/Exposé des motif de l'avant-projet) のことである。同書は、第1巻「序文、人事法、家族法」(Einleitung, Personen- und Familienrecht (1901)) 第2巻「相続法」(Erbrecht (1901)) 第3巻「物権法」(Sachenrecht (1902)) の3分冊となっている (Berner Kommentar, a.a.O, S.33.)。

なお、本稿では、松倉前掲「スイス民法典の統一とその特色」で用いられている訳語を採用し、Personnenrecht を「人事法」と訳すこととする。

(3) 実際、ブリデルが請求したかった資料とは、「1905年3月5日の報告書」ではなく、1905年3月3日 (3. März 1905) 付の “Botschaft an die Bundesversammlung zu einem Gesetzesentwurf betreffend die Ergänzung des Entwurfes eines schweizerischen Zivilgesetzbuches durch Anfügung des Obligationenrechts und der Einführungbestimmungen” (Schweizerisches Bundesblatt, 1905, Band II, S.1ff.) だったのではないだろうか。ブリデルが翌年に発表した論稿「瑞西民法ノ将来 (LE FUTUR CODE CIVIL SUISSE)」(後述参照のこと) には、同報告書について “messages du 3 mars 1905” と記されていることからこのような推定をすることが出来、ブリデルが資料名を間違えてフーバーに指定した可能性が高いといえよう。

(4) 第一次草案のことである。

【書簡5】

Tokio, Hongo. Université, No 11

19 nov. 06

Cher Monsieur et honoré collègue,

J'ai bien reçu diverses publications concernant le Projet de C.C. suisse ;
mais il me manque l'Exposé des motifs Tome 1^{er} “Droit des personnes et de

famille”. Les autres me sont parvenus. — Auriez vous⁽¹⁾ l’obligance de me faire envoyer ce volume, s.v.p. (il a dû paraître en 1900 ou 1901.)

Avec mes étudiants de 4^{ème} année, je commence une étude sommaire du “Projet de C.C. suisse”. C’est un grand plaisir pour moi de me trouver ainsi en votre bonne compagnie !

Mes respects à Mme Hu svp et au plaisir de vous revoir — peut-être l’année prochaine !

Votre dévoué
Louis Bridel

(1) sic, Auriez vous → Auriez-vous

【書簡 5】

東京 本郷 大学 11 番館

1906 年 11 月 19 日

尊敬すべき同僚である、親愛なる氏へ

〔あなたが送って下さった〕スイス民法典草案に関する各種の刊行物を無事受け取りました。ただ、解説第 1 巻「人事法・家族法⁽¹⁾」だけはまだ届いていませんので、送って下さるようお願い申し上げます（それは 1900 年または 1901 年に出版されているはずです）。

私は、第 4 回生の学生たちとともに、「スイス民法典草案」の概説的な研究を始めています。あなたと素晴らしいスイス民法典をこのように共有出来ることが、私にとってこの上ない喜びなのであります。

奥様に宜しくお伝え下さい。さようなら——おそらく来年まで！

敬具

ルイ・ブリデル

(1) ブリデルは 1906 年 4 月 17 日付の書簡（【書簡 4】）の中では、「第 1 巻は手元にあるがその他の巻が必要なので送ってほしい」と述べているにもかかわらず、当書簡では、第 1 巻が届いていないので郵送するよう請求しており、内容に矛盾が見ら

れる。

【書簡 6】

Tokio, Hongo. Université, N°.11.

6.5.07.

Lieber Herr Collega und Redaktor !

Zu gleicher Zeit mit diesem Briefe schicke ich Ihnen sechs Exemplare einer in Tokio erscheinenden “Juristischen Zeitschrift”, wo Sie einen kleinen Aufsatz über Ihren Entwurf finden werden. Geben Sie davon wem Sie wollen, bitte.

Es ist mir eine wahre Freude⁽¹⁾ mit dem schönen Werke mich zu beschäftigen und es meinen Studenten hier vorzutragen. Ich denke, diese auch haben ihre Freude daran; wenigsten die Besten von diesen.

Mit der “offiziellen Uebersetzung” habe ich mich nicht begnügen können. Eine solche kann ich meinen Studenten nicht geben: Was das Personenrecht und das Familienrecht anbelangt, ist sie wirklich gar zu unrichtig! — So habe ich mir vorgenommen eine wo möglich genauere zu bearbeiten. Eine kleine Sache ist es nicht! aber der Mühe wehrt⁽²⁾ ist es ja.

Ende Juli hoffe ich⁽³⁾ bei meiner Familie in Genf anzukommen und da komme ich auch bald nach Bern⁽⁴⁾ Sie zu besuchen. — Meine Adresse, in Genf, ist, “8, rue St. Légar”, wo meine Frau und meine Kinder sind.

Wo aber der “Wohnsitz” meiner Frau ist, während ich in Tokio bin, das habe ich im Entwurf vergebens gesucht.... Um einen dritten Absatz zu Artikel 26 möchte ich doch für diesen Falle bitten! Es wird ~~doch~~ so etwas manchmal vorkommen. — Hat der Ehemann seinen Wohnsitz im Auslande....

Gestatten Sie mir noch einige Fragen und Bemerkungen. Art.4, 2er Absatz ist mir unklar. — Art.28 ist sehr schön; aber da scheinen mir 381 und 448 nicht logisch: auf der⁽⁵⁾ Handlungsfähigkeit darf ja nicht verzichtet werden.(?) — Ist das Wort „Genossenschaft“ mit syndicat oder mit consortium am besten zu übersetzen, ich weiss nicht recht? — Ich finde es “unschön” und gegen den

Geist Ihres Entwurfes, — der ja die ehelicher Gemeinschaft (das Haus, die Familie im engeren Sinne) stark haben will — wenn das “Erbrecht des Ehegatten”(470) nach dem Erbrecht der unehelichen Verwandten (469) kommt. Wäre nicht der überlebende Ehegatte in erster Linie zu nennen, vor den Nachkommen und den anderen blutsverwandten Erben?

Alles das ist aber wahrscheinlich jetzt zu spät...

Um eines möchte ich sie⁽⁶⁾ bitten: eine gute Photographie des Redakteur⁽⁷⁾ Huber! für mich und für meine Studenten. So wären es dann zwei! — die geben Sie mir wohl wenn ich die Freude haben werde Sie zu besuchen, und das wird bald sein.⁽⁸⁾

Entschuldigen Sie das schlechte Deutsch meines Briefes: Heute waren es 28 Grad C. und dazu ein erschlafender Wind! Ausserdem,⁽⁹⁾ ist ja die deutsche Sprache die “Sprache meiner Mutter” (aus Frankfurt a/m)⁽¹⁰⁾, aber doch nicht meine “Muttersprache”!

Für Ihre Post-Karte vom 31.12.06 (am 8.2.07 erhalten), meine⁽¹¹⁾ besten Dank.

Das ich mich freue Familie, Heimath, Vaterland, und Freunde und die schweizer Berge wieder zu sehen — das können Sie mir glauben! Ich bin ja seit Anfang September 1900 von zu Hause fort...

Meine besten Grüsse an Madame Huber und an Sie selber und auf Wiedersehen!

Ihr ergebenster Louis Bridel

(1) sic, Freude mit dem → Freude, mit dem

(2) sic, wehrt → werth

(3) sic, hoffe ich → hoffe ich,

(4) sic, nach Bern → nach Bern,

(5) sic, der → die

(6) sic, sie → Sie

(7) sic, Redakteur → Redakteurs

(8) sic, wohl wenn ich die Freude haben werde Sie zu besuchen, → wohl, wenn ich

die Freude haben werde, Sie zu besuchen,

(9) sic, Ausserdem, → Ausserdem

(10) sic, Frankfurt a/m → Frankfurt a/M

(11) sic, meine → meinen

【書簡 6】

東京 本郷 大学 11 番館

〔19〕 07 年 5 月 6 日

親愛なる同僚そして編纂者へ！

この手紙と一緒に、あなたに、東京で出版された『法学協会雑誌』を 6 冊分送ります。その雑誌の中に、あなたの草案についての小論文⁽¹⁾を見つけることが出来るでしょう。寄贈なさりたい方にどうぞお渡し下さい。

〔目下〕私は、あなたの素晴らしい作品〔であるスイス民法典〕に取り組み、そして、それをここで学生たちに講義していることに真の喜びを感じております。学生たちもまた、それ〔スイス民法典に関する講義〕に喜びを感じていると思います。少なくとも、彼らの中で優秀な人たちは。

「公式翻訳」⁽²⁾ に関して、私は満足をすることが出来ませんでした。そのようなものを、私は自分の学生たちに提供することが出来ません。人事法と家族法に関して言えば、その翻訳はあまりにも間違っているのです！——従って、私は、出来る限りより正確に〔その翻訳を〕訂正することに取り掛かりました。それは簡単な作業ではありません。しかし、それは労を厭わないほどやりがいのある作業です。

7 月下旬に、私はジュネーヴにいる家族のもとに到着⁽³⁾ し、そしてまた、その時には、あなたを訪ねにベルンに行けることを望んでおります。——私のジュネーヴでのアドレスは「8, rue St. Léger」です。ここは、私の妻と子供たちがいるところです。

しかしながら、私が東京にいる間、私の妻の“住所”は一体どこにあるのか、私は草案の中にいたずらに探してしまいました……。このような事例のために、第 26 条⁽⁴⁾ の中に第 3 項となるような条文を補ってほしく思います。〔この先〕なんらかの場合において、このようなことは度々生じてくることでしょう。

—〔つまり〕夫が外国に住所を持つということです……。

さらに〔草案に関して〕いくつかの質問そして所見を述べさせて頂くことをどうかお許し下さい。第4条第2項⁽⁵⁾は私には不明確に思えます。—第28条⁽⁶⁾は大変よろしいと思います。しかし第381条⁽⁷⁾及び第448条⁽⁸⁾に関しては、私は論理的ではないと思います。〔つまり〕いかなる者も行為能力を放棄してはいけなからです。—私もよくはわからないのですが、「Genossenschaft」という単語は「syndicat」又は「consortium」という単語で訳するのが1番良いのでしょうか。—〔また〕庶出の親族の相続権（469条）⁽⁹⁾のあとに、「生存配偶者の相続権」（470条）⁽¹⁰⁾がくるとすれば、私は良くないと思いますし、婚姻上の共同体（狭義の意味での家や家族）を確固たるものにさせたいというあなたの草案の根本精神に反していると思います。子孫や他の血族の親戚よりも前に、まず何よりも先に、生存している配偶者が挙げられねばならないのではないのでしょうか。

しかしながら、このようなことは全て、おそらく今となっては遅いでしょう……。

私はあなたに是非お願いしたいことがあります。編纂者フーバーの写りの良い写真を頂きたいのです！ 私のために、そして私の学生たちのために。ですから、2枚頂きたいのです。今度あなたにお会いする時に頂ければと思います。あなたへの訪問は近々実現出来るでしょう。

私の手紙のドイツ語がひどいもので申し訳ございません。〔と言いますのも〕今日は気温が摂氏28度もあり、それに加えて、眠気をさそうような風が吹いております。さらに、ドイツ語は確かに「母の母国語」（フランクフルト・アム・マイン出身）⁽¹¹⁾なのですが、私の「母国語」ではありません！

1906年12月31日付のお葉書（1907年2月8日に受け取りました。）を頂き、有難うございました。

家族や故郷、祖国、友人、そしてスイスの山々に再会出来ることは私にとっての喜びであります。—あなたには私のこの喜びがおわかりになりますか。私は、1900年9月上旬以来、家から離れているのです……⁽¹²⁾。

奥様ならびにあなた自身への挨拶とかえさせて頂きます。またお会い出来る日までさようなら。

- (1) 『法学協会雑誌』第25巻第5号(1907年5月)に掲載されたブリデルの論稿「瑞西民法ノ将来 (LE FUTUR CODE CIVIL SUISSE)」のことである。
- (2) スイス民法典の公式テキストは、3つの公用語(ドイツ語・フランス語・イタリア語)に翻訳されている。ドイツ語版はフーバーが、フランス語訳はロッセル(Virgile Rossel)、イタリア語訳はベルトーニ(Giulio Bertoni)がそれぞれ担当した。これらのテキストは全て同一の価値を持つ。また、1938年2月20日の憲法改正で、レトロマン語がスイスの第4の公用語となると、レトロマン語(Rätoromanisch)による民法典の翻訳もなされた(Berner Kommentar, aa.O, S.36. H. Schlosser, Gründzüge der Neueren Privatrechtsgeschichte, 8. Auflage, C. F. Müller, 1996, S.182. 松倉耕作「オイゲン・フーバー」(『名城法学』第24巻第2・3合併号、1975年)259頁)。
- (3) 1907(明治40)年6月、東京帝国大学での授業が終了した後、翌年1月6日まで、ブリデルはスイスへ帰国している。ブリデルの一時帰国に関しては、「東京大学備外国人教師関係書類・講師履歴書」(東京大学総合図書館蔵(稿本))の、1907年5月9日付「ブリデルより東京帝国大学総長濱尾新宛」書簡(仏文)、1907年5月9日付「東京帝国大学総長濱尾新よりブリデル宛」書簡(英文)、明治40年5月10日付「総長より文部大臣宛」書簡、明治40年5月21日付「文部大臣牧野伸顕より東京帝国大学総長宛」書簡、日付不明「法科大学教師ルイ・ブリデルより総長濱尾新宛」書簡(仏文)、明治40年7月21日付「総長より文部大臣宛」書簡、明治41年1月16日付「総長より文部大臣宛」書簡より、その経緯を確認出来る。
- (4) 本書簡の中でブリデルが言及している法案の内容を以下の注(4)～(10)にて引用するにあたり、ブリデルが参照したと思われる「第二次草案」から引用する(Schweizerisches Bundesblatt, 1904, Band IV, S.100ff.)。この際、各条文番号の後ろには、1912年に施行されたスイス民法典での条文番号も併記する。また、当初の条文には各項の番号がないため、筆者によって項番号を補記する。

Art.26 (Art.25)

- 1 Der Wohnsitz des Ehemannes gilt als Wohnsitz der Ehefrau, der Wohnsitz von Vater und Mutter als Wohnsitz der unter ihrer Gewalt stehenden Kinder, der Sitz der Vormundschaftsbehörde als Wohnsitz der bevor mundeten Personen.
- 2 Ist der Wohnsitz des Ehemannes nicht bekannt oder die Ehefrau berechtigt, getrennt zu leben, so kann diese einen selbstständigen Wohnsitz haben.

(5) Art.4 (Art.3)

- 1 Wo das Gesetz eine Rechtswirkung an den guten Glauben einer Person geknüpft hat, ist dessen Dasein zu vermuten.

2 Wer bei Beobachtung der Aufmerksamkeit, die von ihm verlangt werden durfte, hätte erkennen müssen, daß er nicht gutgläubig sein könne, vermag sich auf den guten Glauben nicht zu berufen.

(6) Art.28 (Art.27)

- 1 Auf die Rechts- und Handlungsfähigkeit kann niemand weder ganz noch teilweise verzichten.
- 2 Niemand kann sich seiner Freiheit entäußern oder sich in ihrem Gebrauch in einem Recht oder Sittlichkeit verletzenden Grade beschränken.

(7) Art.381 (Art.372)

Einer mündigen Person kann ein Vormund gegeben werden, wenn sie selbst darum nachsucht und dartut, daß sie infolge von körperlichen Gebrechen, Altersschwäche oder Unerfahrenheit ihre Angelegenheiten nicht gehörig zu besorgen vermöge.

(8) Art.448 (Art.438)

Die Aufhebung einer auf eigenes Begehren des Bevormundeten wegen körperlicher Gebrechen, Altersschwäche oder Unerfahrenheit angeordneten Vormundschaft darf nur erfolgen, wenn der Grund des Begehrens weggefallen ist.

(9) Art.469 (Art.461)

- 1 Die unehelichen Blutsverwandten werden in der mütterlichen Verwandtschaft den ehelichen im Erbrecht gleichgestellt.
- 2 In der väterlichen Verwandtschaft besteht nur dann ein Erbrecht, wenn das uneheliche Kind durch Anerkennung oder Richterspruch den Stand des Vaters erhalten hat.
- 3 Hat ein unehelicher Erbe oder sein Nachkomme mit ehelichen Nachkommen seines Vaters zu teilen, so erhält der uneheliche Erbe oder sein Nachkomme je nur halb so viel als einem ehelichen Kinde oder seinen Nachkommen zufällt.

(10) Art.470 (Art.462)

- 1 Der überlebende Ehegatte erhält, wenn der Erblasser Nachkommen hinterläßt, nach seiner Wahl entweder die Hälfte der Erbschaft zu Nutznießung oder den Viertel zu Eigentum.
- 2 Neben Erben des elterlichen Stammes erhält er einen Viertel zu Eigentum und drei Vierteile zu Nutznießung, neben Erben des großelterlichen Stammes die Hälfte zu Eigentum und die andere Hälfte zu Nutznießung, und wenn auch keine Erben des großelterlichen Stammes vorhanden sind, die ganze Erbschaft zu Eigentum.

(11) 母ルイーズ・ケスター (Louise Köster) は「獨逸國「フランクフルト」ノ人ニ

シテ一千八百七十八年ニ死セリ」(1900年10月25日付「ブリデル履歴書」の邦訳より引用(前掲「東京大学備外国人教師関係書類・講師履歴書」))。

- (12) 東京帝国大学に申請した際の一時帰国の理由にも「7年も会っていない私の家族を訪れたい」と記している(前掲1907年5月9日付「ブリデルより東京帝国大学総長濱尾新宛」書簡参照)。

【書簡 7】

Genève, 6.12.07

Petite-Boissière, W-12.

Lieber Herr Collega,

Da ich Sie gerne “ruhig” sehen möchte, so komme ich lieber nicht Dienstag den 10.

Den 11. oder den 12. oder noch den Samstag 14. könnte ich kommen.

Ich werde, mit einer meiner Töchter, am 17. Genf verlassen. Am Freitag abend 13. habe ich eine “Conférence à la Société de Géographie”⁽¹⁾ hier in Genf. Aber 11. 12.⁽²⁾ und 14. bin ich bis jetzt noch frei.

Mit dem besten Wunsch. das⁽³⁾ alles gut geht mit der Schlussabstimmung über das C.C.S., bleibe ich ergebenst

Votre dévoué

Louis Bridel

Bitte um baldige Antwort. Grüsse zu Hause und an Rossel, s. v. p.

- (1) sic, Géographie → Géographie
(2) sic, Aber 11. 12. → Aber 11, 12.
(3) sic, Wunsch. das → Wunsch, dass

【書簡 7】

ジュネーヴ 1907年12月6日

プティ・ヴォアズイエール、W-12

親愛なる同僚へ

あなたにゆっくりお目にかかりたいので、どちらかといえば10日の火曜日は〔ご遠慮して別の日にお約束させて頂きたいと思います〕。

11日または12日、あるいは14日の土曜日には、お伺いすることが出来ます。

私は、〔4人の〕娘のうちの1人⁽¹⁾と共に、17日にジュネーヴを立つ予定です。13日の金曜日の晩は、こちらジュネーヴで“地理学会⁽²⁾の会議”があります。しかし11日、12日そして14日は今のところはまだ空いております。

スイス民法典の最終採決⁽³⁾がことなくすべてうまくいきますよう、願っております。

敬具

ルイ・ブリデル

近いうちにご返答のほど宜しくお願いいたします。ご家族の方々、ロッセル⁽⁴⁾に宜しくお伝え下さい。

- (1) ブリデルには5人の子供（1男4女）がいる。そのうち1人の娘とブリデルはこの一時帰国の後、日本で共に暮らすようになった（ブリデルが亡くなった際には、さらにもう1人の娘が日本に滞在していることが明らかになっているが、彼女がいつ東京にやってきたかは定かでない）。その後、妻のイダも日本へ渡っており、ブリデルが逝去する1913年まで滞日している（拙稿前掲「東京帝国大学スイス人法学教師ルイ・アドルフ・ブリデル（一八五二—一九一三）の生涯」167・177頁及び183頁（注34）参照）。
- (2) ブリデルは地理にも関心が深く、それは、1908（明治41）年に「Géographie juridique」（法律地理）という著書を出版するほど本格的なものであった。なお、右著書は「地理学上頗る有益なる著書」として評価され「東京地学協会は之が為に君（＝ブリデル）を其会員に推挙」したとされている（『法学協会雑誌』第31巻第4号、1913年、162頁）。
- (3) ブリデルの帰国目的のもう1つの理由として、連邦議会におけるスイス民法典の最終採決を見届けるということがあったと考えられよう。事実、ブリデルがスイスに帰国している1907年12月10日に、スイス民法典草案は、国民議会及び全州議会にて全員一致で、「スイス民法典」として採択されている（H. Schlosser, a.a.O., S.182.）。同民法典の起草に携わったブリデルにとってこの日は特別であったのだろう（既述の通り、ブリデルは1894年に起草された「婚姻の効果」（die Wirkung der Ehe）に関する部分草案（Teilentwurf）に携わっている（Berner Kommentar,

a.a.O., S.32. 拙稿前掲「東京帝国大学スイス人法学教師ルイ・アドルフ・ブリデル（一八五二—一九一三）の生涯」179・180頁（注16）参照）。

- (4) Rossel, Virgile (1858-1933) は、ベルン大学教授 (1883-1912)、国民議会議員 (1896-1912)、連邦裁判所判事 (1912-1932) の他、スイス民法典の編纂作業に携わった主要メンバーの1人である。1905年に始まった連邦議会における同民法典草案の審議では、フランス語報告を担当し、また公式テキストのフランス語訳も行っている。また同民法典の概説書も数多く出版しており、“Manuel du droit civil suisse” (1886)、“Manuel du droit civil suisse” (1908-1912) などがある (Historisches Lexikon der Schweiz, a.a.O. 松倉前掲「オイゲン・フーバー」248・249頁)。

【書簡 8】

Genève, 16.12.07

Lieber Herr Collega,

Unseren herzlichen Dank für die so freundliche Aufnahme⁽¹⁾ bei Ihnen am Samstag! Es war für uns beide eine grosse Freude und bleibt in bester Erinnerung.

Nicht wahr, Sie sind so freundlich und lassen mir drei Exemplare vom “Code civil Suisse”, deutsch u. franz., schicken, — später auch die italienische Uebersetzung:

Eines für mich, eines für professor⁽²⁾ Tomii (Senator), eines für den Unterrichtsminister von Japan (Herr Makino).

Das schöne Werk muss seinen Weg in Japan machen.

Auf wiedersehen⁽³⁾!

Ihr ergebener Louis Bridel

[1 頁目欄外部分] Hierbei meine Adresse, für die Sendung

[2 頁目欄外部分] Gruss u. Dank von Haus zu Haus!

(1) sic, Aufnahme → Aufnahme

(2) sic, professor → Professor

(3) sic, Auf wiedersehen → Auf Wiedersehen

【書簡 8】

ジュネーヴ、1907年12月16日

親愛なる同僚へ

土曜日のご自宅での温かなおもてなしを、我々一同、心から感謝しております。我々にとって大きな喜びであり、1番の思い出として心に残っております。

あなたのご親切にも、私にドイツ語・フランス語版のスイス民法典を3冊——そして後にはイタリア語版のものも送って下さるのですよね？

〔その3冊のうち〕1冊は自分のために、1冊は富井教授（貴族院議員）⁽¹⁾に、1冊は日本の文部大臣 牧野氏⁽²⁾のために〔使わせて頂きます〕。

この素晴らしい作品が日本で広く知れ渡ってほしいです。

またお目にかかりましょう。

敬具 ルイ・ブリデル

〔1 頁目欄外部分〕

送り先の住所を同封しておきます。

〔2 頁目欄外部分〕

我々家族よりあなたのご家族へご挨拶と感謝の気持ち〔を送らせて頂きます〕。

- (1) 富井政章は、1891（明治24）年に貴族院議員に勅任されて以来、1918（大正7）年枢密顧問官親任による同議員拝辞まで、法律案特別委員その他として国務に貢献した（杉山直治郎「恩師富井先生」（同編『富井男爵追悼集』日仏会館、昭和11年）102頁）。
- (2) 1906（明治39）年3月より1908（明治41）年7月まで、第一次西園寺内閣の文部大臣を歴任した牧野伸顕（1861-1949）のことである。彼は、オーストリア公使を務めたこともあり、1900（明治33）年、ブリデルの東京帝国大学法科大学の招聘にあたり、雇用に関する交渉・契約を担当したことから、ブリデルとも接点がある。両者の接点を裏付ける史料として、明治33年5月3日付「総長菊池大麓より牧野公使宛」書簡、明治33年7月10日付「特命全権公使牧野伸顕より東京帝国大学総長菊池大麓宛」書簡（前掲「東京大学備外国人教師関係書類・講師履歴書」）を挙げておく。

【書簡 9】

Tokio, Hongo. Université, 11

15. mars 08.

A Mchprf⁽¹⁾ Eugen Huber, Berne

Mon cher collègue,

J'attends toujours le "Code civil suisse" dans les trois langues nationales et me réjouis beaucoup de le recevoir.

Puis-je vous prier de me faire expédier, en outre, une centaine d'exemplaires du Code civil en français (édition faite pour les électeurs). — Je voudrais les distribuer à mes étudiants de 4e année, pour le cours que je fais avec eux.

Je suis prêt à payer quelque chose pour ces cent exemplaires.

Recevez, mon cher collègue, ainsi que Madame Huber, les meilleures salutations de votre dévoué.

Louis Bridel

(1) sic, Mchprf → Mon cher professeur

【書簡 9】

東京 本郷 大学 11 番館

〔19〕 08 年 3 月 15 日

ベルン、オイゲン・フーバー教授殿

親愛なる同僚へ

私は未だに3カ国語の「スイス民法典」〔が届くのを〕待っており、受け取ることを心待ちにしております。

〔これに〕加えて、スイス民法典のフランス語版（有権者のためにつくられた版）⁽¹⁾を約100冊ほど郵送して頂けるようお願いしてもよろしいでしょうか？
それらは、私が担当しているクラスの第4回生の学生に配布したいと思っております。

100冊分の〔代金の〕支払いの準備はすでに出来ております。

私の親愛なる同僚、そして奥様へ

敬具

ルイ・ブリデル

- (1) 直接民主制を堅持するスイスでは、議会が可決した憲法・法律・条例等をさらに有権者の投票にかける「レファレンダム」制度を採用している。レファレンダムには「義務的レファレンダム (obligatorisches Referendum)」と「任意的レファレンダム (faklatives Referendum)」とがある。1907年12月10日に連邦議会を通過したスイス民法典もまた、レファレンダムに付される可能性があった。しかし同民法典に関しては、レファレンダムの期限である1908年3月20日まで国民の審査に服されなかったとされており（松倉前掲「オイゲン・フーバー」269頁）、この場合はつまり、議会での議決後90日以内に、3万人（現行5万人）以上の有権者あるいは8カントン以上の要求があれば請求出来、法律や連邦の重要決議を住民の過半数の意志で覆すことが出来るという「任意的レファレンダム」であったことがわかる。またレファレンダムが近づくと有権者の手元には資料が届けられ、勉強する機会が与えられるとされており、ブリデルが指定した「有権者のためのスイス民法典の冊子」というのもおそらく、レファレンダムの際に国民に用意された冊子ではないだろうか。これについては、ブリデルも「新民法々典ハ國語タル獨、佛、伊ノ三國語ニテ八十萬部印刷シ、瑞西ノ有選舉權者ニ悉ク頒布セラレヌ。千九百八年三月二十日ニ瑞西主權者換言スレバ瑞西國民ニ暗黙ノ協賛ヲ得テ、聯邦官報ヲ以テ之ヲ公示スルニ到レリ。」と説明している（ルイ・ブリデル述 安倍四郎譯「瑞西民法（千九百〇七年十二月十日）」（『法学協会雑誌』第26巻第12号、1908（明治41）年）580頁）。

スイスのレファレンダム制度については、岡本三彦「スイスのイニシアティヴとレファレンダム」（『流通科学大学論集 人間・社会・自然編』第15巻第2号、2002年）、同「スイスのレファレンダム」（『月刊自治研』第39巻第1号、1997年）、仲哲生「スイスにおけるレファレンダムとイニシアティヴ」（『社会科学論集』第81巻、2001年）等の研究論文を挙げておく。

【書簡 10】

Tokio, Université,

7.6.08

Mon cher collègue⁽¹⁾,

Voulez-vous me faire le plaisir de m'envoyer une bonne photographie de vous. Cela me ferait grand plaisir. Si par lettre, "Via Siberia" ; si comme imprimé, "Via America".

Si vous vouliez bien y ajouter un bref "curriculum vitae", j'en serais fort heureux. Cela me permettrait de mieux renseigner mes collègues japonais à votre sujet.

Merci pour votre carte postale du 20 avril. De la Chancellerie fédérale, je n'ai toujours rien reçu, malgré ma demande à elle directement adressée ; mais j'appris⁽²⁾ que cela viendra. Si je devais faire imprimer une centaine d'exemplaires du "C.C. Suisse" à Tokio, cela serait pourtant un peu drôle !... Mais je le ferai s'il le faut.

Mit besten Gruss zu Hause,

Louis Bridel

(1) sic, colleague → collègue

(2) sic, j'apris → j'appris

【書簡 10】

東京、大学

[19]08年6月7日

親愛なる同僚へ

よく撮れたあなたの写真を私に送っては頂けないでしょうか。そうして下さると非常に嬉しいのですが。もし手紙の場合には「シベリア経由」で、印刷物扱いで送って下さるのならば、「アメリカ経由」で〔お願いいたします〕。

簡単な「履歴書」も同封して下されば幸いです。これであなたという人物に

オイゲン・フーバー宛ルイ・ブリデル書簡（1900-1912年）

ついで、日本の同僚たちにもっと多く教えることが出来るでしょう。

4月20日付のポストカードを頂き、有難うございました。郵便物を送るよう直接頼んだにもかかわらず、連邦首相官房からは、未だ何も受け取っておりません。しかし、それはじきに来るということがわかりました。もし私が、スイス民法典の小冊子を約100冊、東京で印刷しなければならないのであれば、少々奇妙な話でしょう。……しかし、それが必要ならばやりますが。

敬具

ルイ・ブリデル

【書簡 11】

Yumoto, Nikko. 6.8.08

Lieber Herr Kollege, für Ihren freundlichen Brief vom 11. Juli (den ich hier, in den Bergen, am 3^{te} Aug. erhalten habe) meinen besten Dank! — Ich habe, vor ein Paar ⁽¹⁾ Tagen, die Sendung der “Schw. Civilg” erhalten: 3 in deutscher Sprache, 3 in franz. Spr⁽²⁾ und 3 in italienischer Spr.

Es freut mich sehr, dass ich die Exemplare für meine Studenten auch bekommen werde, nach dem was Sie mir schreiben.

Bevor ich Tokio verlassen⁽³⁾, am Ende Juli, schrieb ich Herrn Präsident Brenner, ihn nochmals bittend mir⁽⁴⁾ diese hundert Exemplare zu kommen zu lassen.

Ihr Werk ist ja ein “schönes Werk”, an dem ich meine Freude habe und Japan auch seine Freude und seinen Nutzen haben soll! Nun wird die Sendung wohl bald in Tokio ankommen. Danke! — Der Bundeskanzlei habe ich für die Sendung der neun erhaltenen Exemplare geschrieben. — Habe das Studium des C.C.S. wieder von neuem angefangen, damit ich im Herbst bereit bin. — Auf Ihre Photogr⁽⁵⁾ freue ich mich auch sehr; sie wird bald ankommen. Die meine schicke ich Ihnen später,

Meine neue Adresse: “Tokio, Koishikawa, Takata, Oimatsu-cho, 59.”

Bald, einen Brief⁽⁶⁾, wenn ich in Tokio zurück bin. Meiner Tochter geht es sehr gut in Japan. Meine Frau erwarte ich im Herbst oder nächsten Frühling. Meine besten Grüsse an Madame Huber.

Ergebenst, Ihr L. Bridel

- (1) sic, ein Paar → ein paar
- (2) sic, Spr → Spr.
- (3) sic, verlassen → verlasse
- (4) sic, bittend mir → bittend, mir
- (5) sic, Photogr → Photographie
- (6) sic, Bald, einen → Bald einen

【書簡 11】

湯本、日光 [19] 08年8月6日

親愛なる同僚へ あなたからの7月11日付のご丁寧なお手紙にはとても感謝しております。(私はここ[日光の]山中に[来ておりますので]、手紙は8月3日に受け取りました。)——[また、あなたの手紙が届く]2～3日前には、スイス民法典[のはいった]荷物を受け取っていました。[その内容は]3冊のドイツ語版、3冊のフランス語版、そして3冊のイタリア語版[でした]。

あなたが[手紙の中で]書かれていることによると、[スイス民法典の]冊子を、私の学生たちにも頂けるとのこと、とても嬉しく思っております。

[また]私は、東京を7月下旬に離れる前に、ブレンナー連邦大統領⁽¹⁾に、再度、このスイス民法の冊子を100冊ほど取り寄せて頂けるように手紙を書きました。

あなたの作品は、本当に素晴らしい作品であり、それに私は喜びを抱き、日本国も[この民法典に対し]喜びを持ち、活用すべきである[と思います]。とにかく、[あなたが手紙の中で書いていた、学生たちへ送ってくれるといった冊子が入った]荷物はまもなく東京に到着するでしょう。有難うございます！——[また]私は、連邦首相官房に、頂いた[上記のドイツ語版3冊、フラン

オイゲン・フーバー宛ルイ・ブリデル書簡（1900-1912年）

ス語版3冊、イタリア語版3冊、計9冊のスイス民法典の冊子の発送の件について手紙を書きました。——私は、スイス民法典の研究をもう一度始めからしており、それを秋〔の講義まで〕には用意しておきたいと思っています。——あなたのお写真もとても楽しみにしております。それはまもなく届くでしょう。私の写真は後ほどお送りいたします。

私の新住所は「東京〔府〕小石川〔区〕高田老松町59〔番地〕⁽²⁾」です。東京に戻り次第、すぐにお手紙〔を差し上げます〕。娘は日本で元気よくやっております。妻は、今秋か、来年の春に〔来てくれることを〕期待しています。奥様に宜しくお伝え下さい。

敬具

L.ブリデル

- (1) Ernst Brenner(1856-1911)はスイスの政治家である。国民議会議長(Nationalrat-präsident 1894/1895)、スイス自由民主党(FDP)総裁(1896)、連邦参事会議員(1897-1911)を務める他、1901年・1908年の連邦大統領(Bundespräsident)を歴任する。また彼は、1897年より1911年までの間、連邦大統領に就任していた2年間の除き、司法大臣(Vorsteher des Justiz-und Polizeidepartements)として活躍し、特に民法典編纂には重要な業績をなしたといわれている。当然、同民法典起草者であるフーバーとは面識があっただろう(Die Schweizer Bundesräte. Ein biographisches Lexikon, hrsg von Urs Altermatt, Zürich/München, 1991, S.275-279.)。
- (2) 1908年3月15日の書簡(【書簡9】)の送り先は、「教師館11番館」となっていた。新居にはその後引っ越したものと思われる。小石川区高田老松町は現在の文京区目白台(有楽町線護国寺駅)に位置する。彼の新居については、その土地所有者がリヒャルト・ハイゼ(R. Heise 1869-1940)であったことが明らかになっている(地図資料編纂会『地籍台帳・地籍地図〔東京〕第三巻』1989年、132頁)。ハイゼはドイツ出身のお雇い外国人であり、明治35(1902)年に、東京高等商業学校ドイツ語教師に聘せられ、学習院や慶應義塾でも講じていた(拙稿前掲「東京帝国大学スイス人法学教師ルイ・アドルフ・ブリデル(一八五二—一九一三)の生涯」186頁(注47)参照)。両者のつながりについては明らかになっていない。

【書簡 12】

Tokio, 25.12.08.

A monsieur le professeur Eug. Huber, Berne.

Cher Monsieur et honoré collègue,

Je viens vous raconter ce que j'ai fait ici pour faire connaître le "Code civil suisse".

1°. — Mon petit article dans la Revue juridique de Tokio (décembre 1908), que je vous ai envoyé dernièrement.

2°. — Mon cours à mes étudiants de 4^e année : Le Code civil suisse comparé au Code civil français (Etude sommaire des livres I et II du C.C.S.)

3°. — Distribution, à mes frais, de plusieurs exemplaires du code ; une douzaine d'exemplaires :

Edition Francke (dans les trois langues nationales) à : Bibliothèque université de Tokio ; Bibliothèque université Kioto ; M. Hozumi, licencié en droit de l'université de Tokio, qui prépare un doctorat sur quelques questions de Droit de famille ; ministre de Chine à Tokio.

Petite édition Rossel à ; M. Tomij, un des juristes les plus en vue et les plus actifs du Japon (Dr. en droit de Lyon) ; M. Fardel, un compatriote fixé à Tokio.

Edition officielle, dans l'une ou l'autre des trois langues nationales, surtout en français, à : plusieurs professeurs de la faculté de droit, notamment à M. Oumé, qui prépare un Code civil pour la Corée.

4°. — Vente, à mes étudiants de 4^e année, du Code Civil, édition officielle en langue française (une trentaine d'exemplaires)

5°. — Préparation d'études comparatives (CC français, CC italien, CC allemand, CC suisse) pour la Revue juridique de Tokio et pour mes cours.

Si je vous raconte cela, c'est pour vous montrer le plaisir que m'a fait et que me fait votre belle oeuvre ! Je la considère comme une excellente épée pour le

combat qui incombe à tout juriste digne de ce nom “pro justitia et libertate”...
Merci de l’avoir forgée !

Je suis persuadé que le Code civil suisse est appelé à jouer un rôle efficace dans la future révision du Code civil japonais. — Dans ce pays, on aime ce qui est nouveau et l’on sait assez bien reconnaître, je crois, ce qui a de la valeur parmi les productions de l’Occident.

L’ambition que j’ai pour mon pays, la Suisse, va plus loin encore : je voudrais que dans le grand travail de rénovation qui se prépare dans l’empire Chinois, notre petite république dise aussi son mot et je pense qu’elle peut agir efficacement dans la réforme entreprise en ce qui concerne la législation. — C’est pourquoi j’ai adressé un exemplaire du Code suisse, dans les trois langues nationales, au Ministre de Chine à Tokio. On verra ce que cela donnera. Espérons que le bon grain germera !

Au revoir, mon cher collègue. Ménagez vos forces, dont la Suisse et le bon droit ont encore grand besoin.

Votre affectionné, Louis Bridel

【書簡 12】

東京 [19]08年12月25日

ベルン、オイゲン・フーバー教授殿

尊敬すべき同僚である氏へ

私が「スイス民法」を広めるためにここ〔日本〕で行ったことをご報告致します。

1 - 最近そちらにお送りした、東京帝国大学『法学協会雑誌』〔に掲載した〕私の小論文（1908年12月）。⁽¹⁾

2 - 私の第4回生〔の学生〕対象の授業：スイス民法をフランス民法と比較する。（スイス民法第I、II巻の概括的研究⁽²⁾）

3 - [スイス民] 法典を私費で提供⁽³⁾。: 1 ダース

3カ国語（ドイツ語、フランス語、イタリア語）によるフランケ版：東京帝国大学図書館、京都帝国大学図書館、穂積氏⁽⁴⁾——彼は親族法問題に関する博士号学位審査試験の準備をしている、東京帝国大学の法学士である——、[そして] 東京に来た清国の使節⁽⁵⁾ [へ提供した。]

ロッセル版の小さいもの：富井 [政章] 氏（リヨン大学法学博士）——彼は日本で最も注目を集め、最も活動的な法律学者の1人である——、ファルデル (Fardel) 氏——彼は東京在住者の1人である——。

3カ国語のいずれか、とりわけフランス語による公式版：法科大学の何人もの教授たち、[その中でも] 特に [取り上げるとすれば] 朝鮮の民法典編纂に携わっている梅謙次郎教授。

4 - 法科大学第4回生の学生たちへのフランス語公式版民法典の冊子販売 (30冊)。

5 - 『法学協会雑誌』や講義で発表する、比較研究（フランス民法、イタリア民法、ドイツ民法、スイス民法）⁽⁶⁾ の準備作業。

あなたの素晴らしい作品がどれほどの喜びを私にもたらしたか、また、今でももたらしていることをあなたに示すために、このようなことをお伝えしているのです。あなたの作品は、「正義と自由のため」という名にふさわしい、あらゆる法律家に課された戦いの際に必要なサーベル（剣）のように見えます。[このような素晴らしい作品を] 作って下さり有難うございます。

私は、今後日本の民法が改正される時に、スイス民法典が重要な役割を担うことになることを確信しています⁽⁷⁾。この国の人々は新しい物を好みます。また、西洋から生み出されたものの中から、価値のあるものを見分ける能力があると信じています。

我が祖国スイスのために抱いている私の野望はさらにまだ続きます。中国が [今まさに] 経験している革新の際に、私たちの小国スイスが、[列強国が行っているように] 何か助言出来るような立場になって欲しいと私は思っており、法改正の際に影響を及ぼすこと [でその望みをかなえること] が出来ると考えています。このようなわけで、私は、東京滞在中の中国 [清国] の使節に、3つ

オイゲン・フーバー宛ルイ・ブリデル書簡（1900-1912年）

の公用語で〔書かれた〕スイス民法典を送りました。これが中国にどのようなことをもたらすかは、後にわかることでしょう。〔蒔いた〕種が芽を出すように願いまししょう。

それではまた。体力を温存しておいて下さい。スイスと素晴らしい法律が、あなたの力を今もなお、とても必要としているのです。

敬具 ルイ・ブリデル

- (1) 『法学協会雑誌』第26巻第12号（1908年12月）に掲載された論稿「瑞西民法（千九〇七年十二月十日）（LE CODE CIVIL SUISSE du 10 décembre 1907）」（ルイ・ブリデル述、法科大学々生安倍四郎譯、仏文・邦文）のことである。なお、同雑誌の口絵には「スイス民法起草者ベルン大學教授ヒューベル博士」として、フーバーの写真相が掲載されている。書簡の中で、度々ブリデルがフーバーの写真相を求めている記述が見られるが（【書簡6】【書簡10】【書簡11】）、この口絵における写真相の掲載が目的だったことがわかるだろう。
- (2) スイス民法典は「序文（Titre préliminaire）、第1巻（livre）人事法（Droit des personnes）、第2巻 家族法（Droit de famille）、第3巻 相続法（Droit de succession）、第4巻 物権法（Droit des choses）、第5巻 債務法（Droit des obligations）」で構成されている（Louis Bridel, DROIT DES PERSONNES ET DE FAMILLE, Tokio, 1910, p.7-8）。ここから、ブリデルが第4回生の講義で扱った資料は、人事法と家族法だということがわかる。
- (3) スイス民法典に関する出版物については、ブリデル前掲「瑞西民法（千九百〇七年十二月十日）」584頁に詳しい。関連箇所を引用すると以下の通り。：
（…）多クノ著述ハ私ノ出版トシテ發行セラレタリ。就中最モ有益ナルハ瑞西ノ國語タル三ヶ國語ニテ出版セルモノ（ベルンノ Francke 書店發刊）、及ビフーベル氏ノ重ナル補助起草者ノ一人タリシベルン大學教授 Virgile Rossel 氏主監ノ佛文ノ小形實用的ノ著書（ローザンスノ Payot 發行）ノニヲ擧グルコトヲ得。——此外多クノ佛文又ハ獨文ノ民法論註釋書ハ近々上梓セラル可シ
また Louis Bridel, Le code civil suisse au Japon, in ; Gazette de Lausanne, 20. Janvier. 1912 にも出版物に関する記述が見られる。本稿であわせて紹介する“Le code civil suisse au Japon”の試訳を参照して頂きたい。
- (4) 穂積重遠のことである。穂積が東京帝国大学法科大学第3回生であった1908（明治41）年に、ブリデルより贈呈された“Schweizerisches Zivilgesetzbuch Code civil suisse Codice civile svizzero, Verlag A. Francke, Bern, 1908”は、現在、首都大学東京「穂積文庫」に所蔵されている。同書の表紙には、「A Monsieur Shigeto

Hozumi, licencié en droit, Tokio, octobre 1908, de ton dévoué Louis Bridel, prof.]と記されていることから、両者は比較的親しい間柄だったことがわかる。この点については、拙稿「東京帝国大学スイス人法学教師ルイ・ブリデルの比較法講義とスイス民法典紹介」(『法学政治学論究』第77号、2008年)86頁以下に詳しい。

- (5) ブリデルが滞日していた20世紀初頭、日本は、当時近代国家の建設を目指していた中国(清代)のモデルとして、多大な影響力を及ぼしていた。例えば、清国から学生が学校教育を受けるために訪日したり、また清国の官民による日本視察などもあった。法分野の領域に関していうならば、1906(明治39)年には、東京帝国大学教授岡田朝太郎が「清国欽命修訂法律館調査員兼法律学堂教員」として清国政府の招聘に応じて出発し、その後続けて計3名の教授陣が法典編纂のために「お雇い外国人」として任地へと出向き、清国の近代化に寄与している。ブリデル自身も、清国(瓦解後は孫文率いる中華民国)に関心を抱くようになり、スイス民法典の中国(清国・中華民国)進出をもくろむようになる。この点に関しては、Louis Bridel, *Le code civil suisse au Japon*, op. cit. や拙稿前掲「東京帝国大学スイス人法学教師ルイ・ブリデルの比較法講義とスイス民法典紹介」88頁以下に詳しい。

ブリデルが日本にいた頃の中国は、清朝の衰退・滅亡、中華民国の樹立といった、まさに過渡期であった。しかし書簡上では、中国を指す場合、国号の区別なく「China」「Chine」と記されている(尤も、清国では当時の条約の欧文名に「China」という国号を用いることが多かった。それに対し、中華民国は「Republic of China」とされ、一応の区別はあったと思われる)。ブリデルは、「清国」「中華民国」という政治体制の違いにはさほど関心はなく、むしろ、近代化を進めようとする極東の一国としてこの国に注目しており、このような観点から、両者を「China」と書いたのかもしれない。そこで本稿では、ブリデルの考えを尊重し、「China」「Chine」の訳語は、「中国」という言葉を用いることとしたい。但し、内容上、清国あるいは中華民国であることが明らか場合は、それぞれ「清国」「中華民国」と限定的な用語を使用する。

- (6) ブリデルが『法学協会雑誌』に掲載した論文に関しては、拙稿前掲「東京帝国大学スイス人法学教師ルイ・アドルフ・ブリデル(一八五二—一九一三)の生涯」175頁を参照のこと。
- (7) ブリデルは、日本で施行されたばかりの新民法典の、後に行われるであろう「改正」の際に、特に家族法の領域においてスイス民法典への理解が必要とされることを強調している。その理由について、ブリデルは、「ドイツとフランスの家族法は、個人ではなく、家族こそが最優先される日本にとっては、どちらもあまりにも「個人主義的」な精神から生まれたものであるのに対し、スイス法は、家族共同体(328～359条)や婚姻関係とその保護についての規定(159～177条)をみても理解出来るように、日本の家族法の徹底的な改革をもたらすだけの十分な影響力

を持ち得る」としている（Louis Bridel, Le code civil suisse au Japon, op. cit.）。

【書簡 13】

Tokio, 4. Juli 1910.

Lieber Kollege und verehrter Freund,

Für Ihren ausführlichen Brief vom 9. Mai meinen besten Dank.

Seit ich Ihnen schrieb, ist mir Etwas neues⁽¹⁾ passiert. Prof. Lönnholm, der das deutsche Recht auf der hiesigen Universität lehrt, hat ein Jahr Urlaub bekommen und die Fakultät fragte mich ob ich ihn, während⁽²⁾ seiner Abwesenheit, für⁽³⁾ eine seiner Vorlesungen ersetzen wolle. Ich habe angenommen, aber erklärt⁽⁴⁾ ich würde das schweizerische Zivilgesetzbuch, Personen- und Familien-Recht, mit dem deutschen Bürgerlichen Gesetzbuch verglichen, lehren. Also, vom nächsten September an, werde ich Ihr schönes Werk in zwei Sprachen dozieren!

Es wird das erste Mal sein⁽⁵⁾ dass ich auf deutsch öffentlich auftrete. Hoffentlich wird es gut gehen. Etwas anderes als das schw. Gesetzbuch würde ich nicht gerne lehren; aber dieses, Ihr Kind, habe ich lieb und ich hoffe Japan und vielleicht später auch China werden ihren juristischen Segen darin oder daraus finden können.

Mein Buch werden Sie wohl erhalten haben. Die neue Übersetzung⁽⁶⁾ ist ja eigentlich die Hauptsache dabei, wenigstens was die Schweiz angeht. Was denken Sie davon? Ich hoffe⁽⁷⁾ Rossel wird die Sache nicht übel genommen haben. Aber wirklich diese offizielle Übersetzung⁽⁸⁾ konnte ich nicht ertragen.

Hoffentlich geht es Ihnen gut. Ist das Obligationen-Recht bald fertig? Wohin werden Sie diesen Sommer gehen? Wir gehen nach Yumoto, 1500 Meter über dem Meere, in den Bergen: aber Gletscher gibt es keine, Kühe auch nicht mit fröhlichen Glockengeläute! In ein Paar⁽⁹⁾ Jahren hoffe ich sehr⁽¹⁰⁾ in die Heimat zurückkehren zu können.

Von meiner Frau, sowie von mir, die besten Grüsse.

Ihr ergebener

Louis Bridel

- (1) sic, Etwas neues → etwas Neues
- (2) sic, während → während
- (3) sic, für → für
- (4) sic, erklärt → erklärt,
- (5) sic, sein → sein,
- (6) sic, Übersetzung → Übersetzung
- (7) sic, Ich hoffe → Ich hoffe,
- (8) sic, Übersetzung → Übersetzung
- (9) sic, ein Paar → ein paar
- (10) sic, hoffe ich sehr → hoffe ich sehr,

【書簡 13】

東京 1910年7月4日

親愛なる同僚、心から尊敬する親友へ

5月9日付の詳しいお手紙を有難うございました。

あなたに〔前回手紙を〕出して以来、私の周りの状況に新しい変化が起きました。〔東京帝国〕大学で独逸法を講じられておられるレーンホルム教授が1年間ほど休暇をとることとなり、〔そのため〕法科大学の方が、私に、彼が不在の間、彼が担当している講義の1つを受け持たないかとたずねてきました⁽¹⁾。私は〔それを〕引き受けることにしましたが、〔その際、大学側に、その講義では〕スイス民法典の人事法及び家族法をドイツ民法典と比較しながら講じる〔かたちで行わせて頂きたい旨を〕伝えました。というわけで、次の9月〔の新学期から〕私は、あなたの素晴らしい〔スイス民法典という〕作品を2カ国語で講義することとなったのです！

私がドイツ語で公的なことをするのは初めてのことになるでしょう。うまくいくことを望むばかりです。私はスイス民法典とは異なるものはあまり講義したくはないのです。この、あなたが生み出して下さった子供〔であるスイス民法典〕を本当に愛おしく思っております。そして私は、日本や〔さらには〕おそらく後に中国も、彼らの法における恵みを、スイス民法典の中に、あるいは

オイゲン・フーバー宛ルイ・ブリデル書簡（1900-1912年）

スイス民法典から見出すことが出来ることを望んでおります。

あなたは私の著書をおそらく受け取られたことでしょう。この著書の中で翻訳の部分が一番重要です。少なくともスイスにとっては。あなたはこれについてどのようにお考えになられますか？ ロッセルがこのことに対して気分を害することがないように望みます。しかし本当に、この公式翻訳には私は我慢がならない気持ちでおります。

あなたはお元気でいらっしゃることに思います。債務法はじきに完成いたしますか？⁽²⁾ あなたはこの夏、どちらへ行かれる予定ですか？ 我々は湯本へ行きます。〔そこは〕海拔1,500メートルのところで、山の中にあります。しかし氷河はありません。喜々とした鐘の音を鳴らす牛たちもおりません！ 私は数年後に故郷に戻ることが出来るよう、切望しております⁽³⁾。

私の妻そして私より、心からの挨拶をもって

敬具

ルイ・ブリデル

- (1) 病気のため休暇中のレーンホルムの代講として、1910（明治43）年秋以降、ブリデルが仏蘭西法の他、独逸法も講じることとなった（拙稿前掲「東京帝国大学スイス人法学教師ルイ・アドルフ・ブリデル（一八五二—一九一三）の生涯」187頁（注55））。但し、独逸法の講義については、仁井田益太郎、鳩山秀夫、穂積重遠、乾政彦などの教授・助教授・講師陣と担当を分担し、ブリデルは第3回生を担当している（『国家学会雑誌』第24巻第10号、1910年、146頁以下参照）。
- (2) スイスでは、一般民法典（ZGB）が編纂される以前に、債務法（Obligationenrecht）が既に連邦レベルでの統一を果たしていた（松倉前掲「スイス民法典の統一とその特色」142頁及び本稿【年表】を参照のこと）。しかし民法典の立法作業が進められるにつれ、債務法も一般民法典の第5編（Fünfter Teil）として組み込まれるべきであるという議論が生じ、一般民法典との調和が求められるようになった。そこで、1907年12月10日に連邦議会が通過した後、債務法の補充・改正作業が行われることとなる。フーバーは連邦参事会の同意の下、スイス民法典施行までに債務法中の「総則」及び「個々の契約関係」の改正作業を行い、その一方で会社法・手形法等の補充・改正は保留し、一般民法典の施行後に行うこととした（ドイツ・フランスと異なり、スイスでは商事に関する商法、手形法を債務法の中に入れていた）。こうして改正債務法の草案（「総則」「個々の契約関係」のみを改正したもの）は、拡大専門委員会、連邦議会で審議がなされ、1911年3月30日に、連

邦議会の両院（全州議会、国民議会）にて一般民法典の第5編として採択され、一般民法典の施行日と同一の1912年1月1日に施行された（Bernier Kommentar, a.a.O, S.35ff.）。

本書簡には「債務法はじきに完成しますか？」というブリデルの発言があり、ここからも、当時のスイスで、改正債務法草案の起草が行われていたことがわかる。

- (3) ブリデルは1913（大正2）年10月まで、東京帝国大学との雇用契約を締結していた（明治42年7月15日付「総長より文部大臣宛」書簡（前掲「東京大学備外国人教師関係書類・講師履歴書」）のだが、この契約が満期した後は、あと3～4年ほど契約を更新した上で、スイスに帰国したいと考えていた（「ルイ・ブリデル教師の逝去」（『法学協会雑誌』第31巻第4号、1913年）163頁）。しかし、契約が終了する前の1913（大正2）年3月23日、ブリデルは脳溢血が原因で死去した（田中阿歌磨「ブリデル先生とモーレー先生」大日本文明協会編『明治文化発祥記念誌』大日本文明協会、1924年、133頁）。ブリデルの最期については、「ブリデル氏逝去」（大正二年三月廿四日『讀売新聞』第一萬二千九百九十一號）に詳しい。

【書簡 14】

Tokio, Koishikawa, Oimatsu-cho, 59.

18.11.1910.

Lieber Freund und Kodifikator,

Herzlichen Dank für die so gute Photographie Ihrer verstobener⁽¹⁾ Frau Gemahlin⁽²⁾ die ich vor ein Paar⁽³⁾ Tagen erhalten habe. Es ist uns ein schönes und wehmütiges Andenken an die vergangene Zeit; wo ich, vor vielen Jahren, in Ihrem Hause so freundlich empfangen wurde, und, später — es war vor drei Jahren — als meine Frau und ich, in Ihrer neuen Wohnung, die Freude hatten, mit Rossel und seiner Frau, bei Ihnen zu Tische eingeladen worden zu sein.

Mit Ihrem schönen Gesetzbuch lebe ich viel; besonders jetzt⁽⁴⁾ wo ich, ausser meinen gewöhnlichen Vorlesungen in französischer Sprache, noch drei Stunden wöchentlich auf deutsch das schw. “Personen-u. Familien-Recht” — mit dem⁽⁵⁾ französischen und dem⁽⁶⁾ deutschen Gesetzbüchern verglichen — den hiesigen Studenten einer anderen Abteilung vortrage (während Prof Lönholm auf Urlaub, in Amerika oder Europa, sich befindet).

Es ist mir nicht eine leichte Sache; ist aber von neuem u. grossem Interesse für mich, und komme ich auch Ihrem Werke, das mir ja immer so lieb war u. geblieben ist, näher zu stehen. Die anderen Teile (Erbrecht, Sachenrecht, Obligationenrecht) habe ich noch nicht studiert u. vorgetragen. Es wird aber später auch kommen.

Leben Sie wohl und hoffentlich auf Wiedersehen!

Ihr treuer Freund und Leutnant⁽⁷⁾ im fernen Osten

Louis Bridel

- (1) sic, verstobener → verstorbenen
- (2) sic, Gemahlin → Gemahlin,
- (3) sic, ein Paar → ein paar
- (4) sic, besonders jetzt → besonders jetzt,
- (5) sic, mit dem → mit den
- (6) sic, und dem → und den
- (7) sic, Leutenant → Leutnant

【書簡 14】

東京、小石川 老松町 59 番地

1910 年 11 月 18 日

親愛なる友人そして編纂者へ

お亡くなりになられた奥様⁽¹⁾ のとても素敵なお写真を頂き有難うございます。この写真を数日前に受け取りました。過ぎ去った時間——何年も前にあなたのお宅に歓待して頂いたこと、そしてその後、あれは 3 年前のことですが⁽²⁾、私の妻と私は、ロッセル夫妻とともに、あなたがたの新居での会食に招かれたことをとても喜んでいた時のこと——は、我々にとって、美しい、そして物悲しくもある思い出です。

あなたの素晴らしい法典と、私は共に多くの時間を過ごしております。特に今は、(レーンホルム教授が休講で、アメリカまたはヨーロッパに滞在している間、) 通常担当しているフランス語による講義以外にも、1 週間に 3 コマほど、

スイス“人事法・家族法”を——フランス民法典とドイツ民法典と比較させながら——〔本来の担当のクラスとは〕異なるクラスの学生たちにドイツ語で講義を行っております。

この〔ドイツ語による講義〕簡単なことではありません。しかし、私にとってこの講義は、今までとはまた異なる、大切な意味があります。そして〔この講義のおかげで〕私は、私が愛してやまない、あなたの作品により近く居続けられるのです。他の領域（相続法、物権法、債務法）はまだ勉強しておらず、講義もしていません。しかし、これらについても後で行う予定であります。

お元気で、そして願わくばまたお会いしましょう！

あなたの忠実な友であり、極東での代理人

ルイ・ブリデル

- (1) 1910年4月4日、フーバーと34年間連れ添った妻リーナ（Lina）が逝去する。彼女は「民法典生みの母」（la mère du Code civil）との尊称が与えられている（松倉前掲「オイゲン・フーバー」226頁）ように、民法典編纂の際、フーバーの良き相談相手として献身的な内助をなし、高い敬意が払われている。フーバーとリーナによって交わされた書簡もスイス公文書館に所蔵されており、民法典編纂の裏側を知り得る、貴重な史料であると言われている。
- (2) ブリデルが1907年にスイスへ一時帰国した際ベルンのフーバー宅へ訪問した時のことを述べているのだと思われる。【書簡8】にその詳細が記されている。

【書簡 15】

Tokio, 4.4.1912

Lieber Herr College⁽¹⁾,

Habe Ihnen zu danken; 1^{er} für die sehr gelungene Postkarte vom Bundeschw Frauenvereine mit Ihrem Bildnis; 2: für die Glasmalerei, wo Sie als Gesetzgeber stehen.

Beides hat mich gefreut. Ich lebe ja in enger Beziehung mit Ihrem Werke, wie ich Ihnen erzählen werde u. Sie schon wissen.

Das Gemälde von Münster war zuerst ein Rätsel für mich. Endlich glaube ich verstanden zu haben, dass der Maler “Justiz” und “Gerechtigkeit” verwechselt hat. — Der Gesetzgeber hat der Gerechtigkeit das Recht herauszugewinnen, welches dann die Justiz anzuwenden hat. — Wie dem auch sei, interessant und schön in das Glaswerk. u. alles was eine Anerkennung des schw. Z.G.B. ist⁽²⁾ findet Anklang in mir.

Wie ich Ihnen bereits geschrieben habe, wurde ich mit einer Vorlesung über deutsches Recht beauftragt: in diesem Jahre noch, wie im vergangenen. Als Gegenstand, habe ich “vergleichendes Familienrecht” genommen: auf Grund des schw. Zivilgesetzbuch⁽³⁾, mit Berücksichtigung des fr. Code civil und des deutschen bürgerl. Gesetzbuches. Drei Stunden wöchentlich. Es war u. ist mir eine rechte Freude es mit dem Urtexte zu tun zu haben und nicht mit der misslungenen⁽⁴⁾ öffentlichen Uebersetzung in französischer Sprache, wo so vieles ganz “unrichtig” ist und häufig “ohne Kraft und Saft” wiedergegeben ist. Die Furcht vor dem “français fédéral” hat es wahrscheinlich so gebracht und auch die Idee es müsse die Uebersetzung literarisch und nicht buchstäblich sein. Die Sache tut mir leid, weil ich Rossel schätze: ein tüchtiger Arbeiter und ein guter Mensch und welcher Talent hat; seine Uebersetzung aber ist ein verfehltstes Ding. Schade für die welsche Schweiz!

Lassen wir dieses bei Seite. Der Grundtext ist ja deutsch und auch in meinen Vorlesungen auf fr. Sprache benutze ich so viel als möglich diesen Grundtext. — In Japan hat das schw. Zivilgesetzbuch seinen Platz erworben und ich denke⁽⁵⁾ dass der Einfluss davon ~~deh~~ nach und nach fühlbar sein wird. Jedenfalls zeigen die Studenten ein grosses Interesse an Ihrem Werke.

Jetzt habe ich China übernommen, und zwar auf folgender Weise:

An Sun-Yat-sen in Nanking habe ich geschrieben und ihm einen Pack Bücher zugeschickt: die schw. Bundesverfassung in den drei nationalen Sprachen; das schw. Zivilgesetzbuch und das Obligationenrecht in den drei Sprachen; Vincent “Government in Switzerland”; die japanische Uebersetzung vom schw. Z.G.B.; ein Buch über das Unterrichtswesen in der Schweiz; und

noch anderes. — Antwort u. Photographie habe ich kürzlich bekommen. Aber was aus dem werden wird, weiss ich noch nicht. Mein Streben und Hoffen ist das Schw. Z.G.B. in China einzuführen und noch mehrere vom Vaterlande.

Mit unserem Minister hier F. v. Salis habe ich darüber gesprochen u. er scheint einverstanden. In diesem Sinne habe ich auch dem Bundespräsident⁽⁶⁾ geschrieben, die Schweiz sollte einen Minister in China haben um unsere nationale “Kolonisierung” (wie ich sie verstehe) zu befördern. Eine Antwort von Bern habe ich aber noch nicht erhalten. Und doch passiert die Sache!

Die Vereinigten Staaten, Gross Britanien⁽⁷⁾, Frankreich, Deutschland, Japan, Russland, auch Holland u. Belgien sind schon aufgetreten und haben Stellung genommen... die Schweiz gar nichts!

Vielleicht denkt man⁽⁸⁾ ich hätte persönliche Interessen im Auge... dem ist aber gar nicht so. Für das gute Recht, für Menschheit u. für mein Vaterland will ich arbeiten. Wenn ich missverstanden werde, tant pis pour ceux-là !

Unsere kleine und alte Republik kann, denke ich, Schönes u. Nützliches leisten für die grosse u. neue Republik von da drüben: das sollte man doch verstehen. Ein Wort zu Gunsten der neuen Rechtsordnung in China könnten Sie vielleicht im Bundeshaus hören lassen; Sie kennen doch die meisten unserer Bundesräte. — Unser Volk hätte eine grossartiges Ideal in der Seele: das würde bei den kleinlichen politischen u. anderen Streitigkeiten des Landes eine Wohltatsein. Denken Sie nicht?

Habe einen Artikel in der “Gazette de Lausanne”, 20 jan 1912, über das schw. Z.G.B in Japan und China geschrieben. Haben Sie es gelesen?

Für heute, empfangen Sie meine herzlichen Glückwünsche.

Ihr treuer Freund

Louis Bridel

オイゲン・フーバー宛ルイ・ブリデル書簡（1900-1912年）

- (1) sic, College → Kollege
- (2) sic, Z.G.B. ist → Z.G.B. ist,
- (3) sic, schwzivil Gesetzbuch → schw. zivil Gesetzbuches
- (4) sic, mislungenen → mislungenen
- (5) sic, ich denke → ich denke,
- (6) sic, Bundespräsident → Bundespräsidenten
- (7) sic, Gross Britanien → Grossbritannien
- (8) sic, denkt man → denkt man,

【書簡 15】

東京 1912年4月4日

親愛なる同僚へ

以下のものを頂き、有難うございました。1：スイス婦人協会連盟⁽¹⁾によって作られたとても素敵あなたの肖像入り絵葉書 2：〔スイス民法典〕起草者としてのあなたが描かれているステンドグラス画⁽²⁾

〔頂いたものは〕両方とも、私を喜ばせてくれました。既に説明したため、〔あなたも〕ご存知の通り、私は〔今〕あなたの作品との密接な関係の中に生きていますから。

はじめのうちは、ミュンガーの描いた作品は、私にとって謎でした。〔しかし〕今になって、この画家は、「司法」と「正義」を混同していたのではないかと理解出来るような気がしてきました。——起草者というものは、司法が適用しなければならぬ法を、正義から引き出し、獲得していかなければならないのです。——しかしそれ〔画家の誤った解釈〕はそれとして、このステンドグラスの作品は美しく興味深いものであり、そしてスイス民法の価値を認めている点において、私はこの作品に共鳴しています。

あなた〔への手紙の中に〕既にお書きしたように、私はドイツ法についての講義を依頼されました。昨年と同様、今年もです。〔講義で扱う〕対象として、私は「比較家族法」を選びました。スイス民法典をベースにして、フランス民法典とドイツ民法典にも言及しています。1週間に3コマです。昨年今年も、多くの「勘違い」と「中身の無い」翻訳がなされた、失敗作であるフランス語公式訳ではなく、〔ドイツ語の〕原文を使って講義が出来たことに、私たちはと

でも喜んでいます。[このような失敗作になったのは、翻訳者が] スイス・フランス語圏の反応に慎重になったがためではないでしょうか。また翻訳というのは、原文に忠実ではなく、[むしろ] 文学的でなくてはならないという固定観念も [このような] ひどい訳になった要因ではないでしょうか。[私は] ロッセルを高く評価しているので、この [フランス語版は] 残念です。[といたしますのは、] 彼は本物の [一流の] 仕事人であり、善良な人であり、[法律の領域において] 才能がある人です。しかし、彼の翻訳は失敗作です。スイス・フランス語圏にとってはとても残念でなりません！

この [翻訳問題] は [少し横に] 置いておきましょう。原文はドイツ語ですから。私のフランス語による講義でも、出来るだけ多く、この原本を使っています。——日本において、スイス民法典は [自らの] 地位を獲得しました。そして、スイス民法典の影響は、だんだんと感知されていくと私は考えております。いずれにせよ、学生たちは、あなたの作品に大きな興味を示しております。

今、私は中国に目を向けた活動をしており、次のような方法で進めています。

私は南京の孫文⁽³⁾ に手紙を書き、小包1つ分の書籍を送りました。[その書籍の内容は] 3カ国語によるスイス連邦憲法、3カ国語によるスイス民法典及びスイス債務法、ヴィンセント (Vincent) 著『Government in Switzerland』、スイス民法典の日本語訳⁽⁴⁾、スイスにおける講義法に関する書籍、その他のもの [です]。—— [孫文からの] 返答と写真は最近頂きました。しかしそれらの書籍から [彼が] 何を [見出すのかは]、私にはまだわかりません。私の努力と願望は、スイス民法典を中国に伝えることであり、祖国のものをより多く伝えていくことです。

我々の公使である F.フォン・ザーリス⁽⁵⁾ に、このことを話したところ、彼はそれに同意して下さったように思います。私は連邦大統領にもこうした趣旨の手紙を書き、我が国による (私が理解しているところの) 植民地化を促進させるために、スイスは中国に公使を派遣すべきことを [伝えました]。ベルンからの返答 [すなわち連邦大統領からの返答] は、まだ受け取っていません。しかし物事ははかどっています！

アメリカ合衆国、イギリス、フランス、ドイツ、日本、ロシア、オランダ、そしてベルギーでは行動をおこし、自分の足場を固めています。しかしスイス

は全く何もしていません！

ひょっとしたら、人は、私が個人的な興味から〔スイス民法典を流布させるという〕目論見を立てているのだらうと思っているのかも知れません。しかしそのようなことは全くないのです。素晴らしい法のため、人類のため、そして祖国のために私は働きたいのです。もし私が誤解されているとしたら、それは残念ですが仕方ないでしょう。

我々の小さく古い共和国は、向こうの大きく新しい共和国〔である中国〕に実に有益な働きを提供することが出来ます。そのことを〔スイスの人々は〕安易に理解するはずです。中国における新しい法秩序に有益な発言をしていくよう、連邦議会議事堂で訴えて頂けませんでしょうか。〔なぜなら〕あなたは、我が国の連邦参事会の大半のメンバーと面識があるからです。——もしあなたが〔それを〕やって下さるなら、私たち〔スイス国民〕に立派な理念を与えることが出来るでしょう。〔そして〕そうすることは、国同士の政治上、あるいはその他の〔理由による〕くだらない争いごとの中で、実に有益なものとなるのです。あなたはそう思いませんか？

私は、1912年1月20日の「ローザンヌ新聞」に、日本と中国におけるスイス民法典〔の地位〕についての記事を書きました⁽⁶⁾。あなたはそれをお読みになりましたか？

今日のために、私の心からの祝辞をお受け取り下さい。

あなたの良き友人
ルイ・ブリデル

(1) フーバーの起草したスイス民法典は、婦人の権利を広範囲において認めた。彼は草案起草時より様々な婦人団体と議論を重ね、彼女たちの関心・要求を理解することに努めた（松倉前掲「オイゲン・フーバー」253頁以下）。その際、婦人団体の中でも、とりわけ、スイスの婦人参政権運動において重要な役割を果たした婦人団体「スイス婦人協会連盟」（1900年に Helene von Müllinen によって設立）は、民法典や刑法典の編纂に多大な影響を及ぼしたといわれており、フーバーとも多くの接点を持っていたと思われる。スイス婦人協会連盟については、Silke Redolfi, Frauen bauen Staat. 100 Jahre Bund Schweizerischer Frauenorganisation 1900-2000, Verlag der NZZ, Zürich, 2000 を参照のこと。

- (2) フーバーはスイス民法典編纂の記念品として、ベルン法律家協会 (Bernischer Juristenverein) より、「フーバーを立法者と銘記したガラス細工」が贈呈されている (松倉前掲「オイゲン・フーバー」268頁)。ブリデルがフーバーからもらったものと同一のものである可能性は高い。
- (3) 辛亥革命の後、臨時大統領に選出された孫文は、1912年1月、南京において中華民国の建国を宣言し、同国臨時政府を樹立した。翌年に袁世凱に大統領の地位を譲るまで、孫文を中心に彼の理想とする共和制政体に基づいた国家の形成が行われた。ブリデルが孫文に資料を送ったのはまさに中華民国が始動してまもなくのことであり、ブリデルの中国への関心の強さを窺い知ることが出来よう。
- (4) 『瑞西民法』(法學新報社、1911年) のことである。東京帝国大学法科大学助教授穂積重遠と宮内省ドイツ語翻訳官辰巳重範によって著されたスイス民法典の翻訳書である。同書の序に穂積によって「瑞西新民法典ハ一九〇七年十二月十日ノ制定ニ係リ一九一二年一月一日ヨリ施行セサルヘキ最新ノ民法典ナリ而シテ余ハ恩師ブリデル先生ノ好意ニ依リテ比較的早ク此新法典ノ完全ナル正本ヲ手ニスルヲ得」と記されていることから、ブリデルがこの著書に関わりを持っていたことが理解出来る。
- (5) Ferdinand de Salis (1864-1947) は、1909 (明治 42) 年より 1920 (大正 9) 年まで、特命全権公使として在日、またその際、駐日スイス領事も兼任 (1911年就任) した (外務大臣官房人事課編『外務省年鑑』大正 9年、422・497頁。Historisches Lexikon der Schweiz, a.a.O.)。彼は、ブリデルの葬儀にも参列している (前掲「ブリデル氏逝去」(大正二年三月廿四日『讀売新聞』))。
- (6) “Le code civil suisse au Japon” のことである。

4 補助資料

以下に、Louis Bridel, *Le code civil suisse au Japon*, in ; *Gazette de Lausanne*, 20. Janvier. 1912 の復刻・邦訳を掲載する。

Le code civil suisse au Japon

—

Tokio, 8 décembre 1911

Une traduction du code civil suisse vient de paraître à Tokio : Suis Mimpo.

Les auteurs de ce travail sont MM. Tatsumi, traducteur pour la langue allemande au ministère de la maison impériale, et Hozumi (Shigeto), professeur-

assistant à la faculté de droit.

Deux maîtres du même nom que ce dernier enseignent à l'université depuis de longues années : son père, la philosophie du droit ; son oncle, le droit constitutionnel. — Des cinquante professeurs, à titres divers, que compte la faculté, les deux frères Hozumi (Nobushige et Yatsuka) jouissent, avec M. Tomii (le principal auteur de la codification japonaise), de la notoriété la mieux établie.

La publication du Suis Mimpo est due à la revue éditée par l'une des six écoles privées de droit existant à Tokio. Un des directeurs de cette école, M. Okuda, autrefois vice-ministre de l'instruction publique, est actuellement chargé de cours à l'université pour le droit de la famille.

L'attention des juristes japonais fut attirée sur le code suisse dès ses origines. Celui qui écrit ces lignes y a contribué par ses cours, en français et en allemand, ainsi que par des publications à l'usage de ses élèves.

L'œuvre du professeur Huber est d'ailleurs assez distinguée, au point de vue de la forme comme à celui du fond, pour avoir été remarquée aussitôt que signalée — En outre, on sait combien est vif, dans ce pays, l'intérêt pour les choses nouvelles, surtout lorsqu'elles paraissent susceptibles d'adaptation.

Diverses éditions du code civil suisse sont en librairie et dans les mains de nombreux étudiants, sans parler de la Bibliothèque de l'université — Celle-ci, fort bien aménagée, comprend environ 500,000 volumes, dont une moitié consiste en livres chinois ou japonais, l'autre moitié étant formée d'ouvrages occidentaux.

L'édition officielle de 1907, texte allemand ou texte français, est jusqu'ici la plus répandue. Celle, si intéressante, dans les trois langues nationales, publiée par la librairie Francke, à Berne, jouit d'une faveur particulière auprès de ceux que n'arrête pas la question du prix. Le petit volume, d'un format si commode, récemment paru chez Reclam, à Leipzig, est également destiné à faire son chemin.

Le manuel de MM. Rossel et Mentha ; le grand commentaire de MM. Egger,

Escher, Oser, Reichel, et Wieland, ainsi que celui de M. Curli, se trouvent à la Bibliothèque ou vont y arriver.

Quel sera l'effet probable de cette introduction du code civil suisse au Japon et dans l'Extrême-Orient? Car ce qui intéresse l'Empire du Soleil Levant concerne aussi les autres contrées de l'Asie, à commencer par la Chine.

Tout d'abord, il est permis de croire qu'il en résultera, avec le temps, une réforme sérieuse du droit de famille au Japon, dont les lois ainsi que les mœurs sont encore fortement imbues des idées de l'ancien régime : méconnaissance des droits individuels, subordination de femme, privilèges du fils aîné.

Depuis la codification de 1898, il est vrai, ce n'est plus comme autrefois : il y a eu réforme légale partielle et les mœurs tendent, elles aussi, à se modifier ; d'autre part, sous l'influence de la loi et, d'autre part, grâce aux rapports de plus en plus fréquents de ce pays avec l'étranger en général, avec les Etats-Unis en particulier. Toutefois, il reste encore beaucoup à faire, dans ce domaine, pour atteindre au niveau des pays civilisés.

Mais, dira-t-on peut-être, les codes français et allemand n'ont-ils pas servi de fondement à celui du Japon ? Et s'ils n'ont pas exercé une action plus décisive sur l'organisation familiale, pourquoi cet honneur serait-il réservé au code suisse ? Voici la réponse à pareille objection.

Dans leur droit de famille, les législations française et allemande sont, l'une et l'autre, inspirées d'un esprit trop exclusivement « individualiste » pour le Japon, où la famille est au premier plan et non pas l'individu. Or, le code suisse est assez différent de ses deux grands devanciers à cet égard. Pour s'en rendre compte, il suffit de lire le Titre Communauté de famille (articles 328 à 359), sans parler des dispositions relatives à l'union conjugale et à sa protection (159 à 177) ; — ce qui n'empêche pas notre code civil de garantir énergiquement, beaucoup mieux que n'ont su le faire les deux autres, les droits de la « personnalité » (11 à 38).

Telle est la raison qui donne à penser que si le code français et le code

allemand n'ont pas exercé une action suffisante pour opérer une réforme plus complète du droit de famille au Japon, le code suisse est en mesure de le faire.

On peut s'attendre aussi à ce que notre code ne reste pas étranger à la réforme du droit en Chine, peut-être même à ce qu'il y exerce une action plus décisive qu'au Japon, vu l'esprit démocratique et républicain qui paraît animer le Céleste Empire.

En ces derniers temps, le Japon a exercé une certaine influence sur le développement intellectuel de la Chine. Après en avoir reçu jadis presque tous les éléments de sa propre civilisation, il a cherché de nos jours à lui communiquer quelques-uns des bienfaits dont il est lui-même redevable à l'Occident.

C'est ainsi qu'à l'école de droit de Pékin, une dépendance du ministère de la justice, trois professeurs de l'Université de Tokio ont été appelés, il y a quelques années, avec mission, à côté de leur enseignement, de préparer des projets de codes civil, pénal et commercial.

A mentionner aussi le fait que de nombreux Chinois sont venus à Tokio, pour y suivre les écoles, avec ou sans subvention officielle. Ce mouvement a commencé il y a une dizaine d'années et, à un moment donné, leur nombre s'est élevé à douze mille, dit-on. A l'heure actuelle, ils sont tous rentrés dans leur pays.

Si l'ancien gouvernement impérial a recouru au Japon, notamment en matière légale et juridique, il est à croire que le nouveau gouvernement n'en fera rien ; cela paraît du moins assez probable. Lorsqu'il s'agit de réformes effectives, ne vaut-il pas mieux puiser aux sources mêmes ?

A supposer que la Chine, république fédérative ou monarchie constitutionnelle, s'adresse à l'étranger pour réformer son droit, le code suisse, dont la valeur ne tardera pas à se manifester au delà de la mer Jaune, paraît tout indiqué pour exercer l'action voulue.

Indépendamment des raisons alléguées à propos de l'organisation familiale au Japon, raisons qui sont également valables pour la Chine, nous ferons

remarquer ce qui suit.

Le code civil français, de glorieuse mémoire, est maintenant vieilli, avec un droit de famille à l'état de pièces et de morceaux, et le travail entrepris en vue de sa revision n'avance pas.

Le code civil allemand, si remarquable à tant d'égards, manque décidément de simplicité et de clarté, — un fait pleinement mis en lumière par l'apparition du code suisse, qui possède ces qualités à un si haut degré.

La Grande-Bretagne n'a pas de code et l'état actuel de son droit, mi-partie légal et mi-partie coutumier, ne semble pas de nature à pouvoir exercer une influence réelle, en fait de législation civile, si ce n'est sur tel ou tel point particulier.

Aux États-Unis, le pays auquel la Chine nouvelle aurait sans doute le plus volontiers recours, la codification du droit civil n'est guère plus avancée qu'en Angleterre, — ce qui a été fait, dans ce domaine, ne concernant d'ailleurs que certains États et non l'Union elle-même.

Quant à la Russie, nul ne sait quand aboutira le projet de code civil de 1902...

Le code civil suisse a donc le champ libre.

La transformation du Japon, durant ce dernier demi-siècle, fut l'un des grands étonnements de l'histoire. Elle semble, aujourd'hui, n'avoir été que le prélude d'une transformation tout autrement importante pour le monde entier, celle de l'antique Empire du Milieu.

Le code civil suisse est sur le point d'entrer en vigueur dans nos petites républiques. C'est un bonheur pour la patrie, bonheur auquel nous pouvons faire participer autrui en quelque mesure ; et cela, sans éveiller de trop vives susceptibilités nationales et sans sortir de notre neutralité, sans qu'aucune arrière-pensée vienne troubler la situation, avec la seule ambition d'être utile.

Sachons le faire et prendre part ainsi à l'oeuvre de réorganisation qui s'élabore en Chine.

Les intérêts matériels ne sont pas le tout de l'homme, ni des nations !

Notre code est une belle oeuvre, saine et robuste, d'une vitalité assez

オイゲン・フーバー宛ルイ・ブリデル書簡（1900-1912年）

puissante pour étendre son influence bien au delà de nos frontières et pour collaborer dignement à la rénovation de l'Asie.

Louis BRIDEL
professeur à la Faculté de droit de Tokio

日本におけるスイス民法典

—

東京、1911年12月8日

スイス民法典の翻訳が日本で最近刊行された。〔その翻訳本のタイトルは〕『瑞西民法』である。この翻訳本の著者は、辰巳氏——大日本帝国宮内省のドイツ語翻訳官——と穂積（重遠）氏——〔東京帝国大学〕法科大学助教授——である。

〔穂積氏と〕同じ姓〔を持つ〕2人の大家がおられるが、彼らは長年、〔東京帝国〕大学において教育にたずさわっている。〔この2人の大家のうちの1人は〕彼のお父様であり、法哲学〔を専門としており、もう1人は〕彼の叔父にあたる方であり、憲法〔を専門としている〕。——様々な肩書こそあるが、50名の教授が、この法科大学にはおり、この穂積兄弟（陳重、八東）は、富井氏（日本民法典の主要編纂者）と共に、最も確固たる名声を得ている。

『瑞西民法』は、東京にある6つの私立法律学校の中の、ある1つの法律学校の雑誌から出版に及んだものである。この〔法律〕学校の校長の1人である奥田〔義人〕氏は、以前は文部省の副大臣であったが、目下、〔東京帝国〕大学において家族法を担当している。

日本人法律家は、〔スイス民法典編纂過程の〕はじめから、このスイス民法に注目している。『瑞西民法』の翻訳者は、フランス語やドイツ語による講義を行ったり、〔講義で〕学生が使用する図書を出版することで、こうした状況に貢献したのである。

ところで、フーバー教授の業績は、形式という観点からと同様に、内容という観点からも、発表されるやいなや注目され、十分に評価されている。その上、日本の人々は、新しいものに強い関心を抱いており、それ〔スイス民法典〕が今後自らの国家の中で適応するものと思われるならば、その関心はますます強

いものとなるだろう。

スイス民法典の様々な版は、書店にも並んでおり、多くの学生の手に渡っている。大学図書館については話すまでもない。大学図書館は、非常に設備が整っており、約50万冊の著作物——そのうち半分は中国または日本に関する書籍であり、残り半分がヨーロッパ系の書物を占める——を所蔵している。

1907年の公式版——ドイツ語版ないしフランス語版——は、現在のところ最も普及している。興味深いことに、ベルンの فرانケ 出版社から刊行された3つの公用語で書かれた公式版は、高額を支払うことに支障のないという人の間では、特別な信用を得ている。使い勝手の良いサイズのミニ版のものは、最近、ライプツィヒのレクラム社にて出版された。これもまた流布するだろう。

ロッセル氏そしてメンタ氏の手引書、エッガー氏、エッシャー氏、オゼール氏、ライヒェル氏、ヴィーラント氏の素晴らしいコンメンタール、そしてクルリ氏によるものも同様に、〔日本の〕図書館に〔すでに〕所蔵されているか、あるいは近日中に到着予定である。

日本、そして極東において、スイス民法典が導入されることで起こり得る影響とは、一体どのようなものだろうか。なぜなら、日出づる帝国の関心事は、中国を筆頭とするその他のアジアの国々にも同じように関係してくるからである。

まず第一に、日本では〔民法典が制定されて〕しばらくたつと、家族法の領域で大改正が行われることになるだろう。家族法に関する現在の法律や慣習は、古くからの制度から相当影響を受けている。つまりそれは、個人の権利への無理解、婦人の従属、長男の優勢等である。

1898年の法典編纂以来、〔法律や慣習が〕もはや昔のようではなくなっていることは確かである。法律は部分的に改正され、現在根付いている慣習もまた変化しつつある。なぜなら、法律が改正されたため、また一方では法律の影響によって、他方では外国一般、とりわけアメリカ合衆国との交流の頻度が増してきたためである。しかし、この領域においては、〔日本が〕文明国の標準に立つためには、依然としてまだやらなければならないことがある。

ここで次のようなことは考えられないだろうか？〔つまり〕フランス法やド

イツ法は、実際のところ、日本法が形成される際の基盤にはなり得なかったのではないかということ、そして家族の構造に関していうならば、フランス法やドイツ法が決定的な影響を与えなかったのに対して、スイス法だけは影響を与えられることが出来るということ。そして、一体その理由は何なのか。〔これについて以下に記すのが〕そのような疑問点への答えである。

個人ではなく、家族こそが最優先される日本にとっては、ドイツとフランスの家族法は、どちらもあまりにも「個人主義的」な精神から生まれたものである。それに対してスイス法は、これら2つの偉大な先行法とはこの点においてかなり異なっている。それを理解するためには、家族共同体（328～359条）の章を読むだけで十分にわかる。婚姻関係とその保護についての規定（159～177条）についてはいうまでもない。これは我々の民法〔スイス民法典〕が、「人格」権を、フランス法、ドイツ法よりも、積極的により良く保障することが出来るということである（11～38条）。

これがフランス法とドイツ法が日本の家族法の徹底的な改革をもたらすだけの十分な影響力を持たず、スイス法にはそれが出来ると考える理由である。

同様に以下のことが予想される。第一に、我々の法典は、中国の法改正に無関係にはいられないということ、そしておそらく第二には、日本に及ぼされたスイス民法典の影響以上のものが中国に及ぼされることさえ予想される。それは中国を活気づけていると思われる民主主義、共和主義を踏まえて考慮してのことである。

近年、日本は中国における知的発展に重大な影響力を持っている。すでに、日本国自体はヨーロッパ諸国から有益なる文明をほぼ全て受け取った。そしてその後、彼らは、今度はその得たものの一部を中国に与えようとした。このような背景のもと、数年前に東京帝国大学の3人の教授が、清国の司法省の管轄にある、北京の法律学校に招聘され、〔そこで〕教育のかたわら、民法典、刑典、商法典の草案を作成する任務も受けた。

また、多くの中国人〔留学生〕が東京の学校に教育を受けに来たという事実にも言及しなければならない。彼らの中には、国家からの助成金をもらっている人もいれば、そうではない人もいた。このような動きは、およそ10年前から始まり、その人数が約12,000人に達した時期もあった。現在、彼らは全員自国

に戻っている。

仮に、前政府〔清国〕が、特に法・司法の領域において、日本に頼っていたとしても、新政府〔中華民国〕は、このようなことを行うことはもはやないと思われる。少なくともその可能性は高いだろう。実際、法の変革を遂行するにあたっては、日本法の原典〔即ち西洋の法典〕にあたってみるのがよいのではないだろうか。

仮に、連邦共和制あるいは立憲君主制を採用している中国〔中華民国〕が、自国の法を変革するために海外へ目を向けているとするならば、黄河の向こうから名乗りでている〔国々の中でも〕決して引けを取ることもない価値を有しているスイス民法〔こそ〕が、〔彼らが〕要求している〔法改正の〕作業に貢献するのが適切であろう。

日本の家制度について、上記に指摘した点は、中国においてもあてはまることであるのだが、それとは別に、以下の点を指摘しておこう。

輝かしい名声に包まれたフランス民法典は、今では老朽化してしまい、家族法もそれに伴い、〔単なる〕古いものの寄せ集めになってしまった。そしてその改正に向けた作業も進んでいない。

ドイツ民法典は、多くの点において傑出した法典ではあるが、簡素さと明晰さに全く欠けている。——そのような事実は、良質な内容を備えるスイス民法典の出現によって、完全に明らかになった。

イギリスは、法典を持っておらず、現在の〔イギリスにおける〕法的状況は、半分は法であり、半分は慣習であるが、民法に関していうならば、個別的なものではない限り、〔これらの法状況が〕実際の影響を及ぼすことは不可能であると思われる。

新中華民国が間違いなく最も積極的に依存している国家であるアメリカでは、民法典の編纂は、イギリスよりも進んでいることはない。——民法領域において〔既に〕行われた〔立法作業〕は、一部の州にかかわることであり、合衆国それ自体にかかわるものではない。

ロシアに関しては、1902年の民法典草案がいつ通過するか、誰も知らない。従って、スイス民法典には自由な余地がある。

この半世紀の間に起きた日本の変貌は、歴史上の驚愕の事実の1つとなって

オイゲン・フーバー宛ルイ・ブリデル書簡（1900-1912年）

いる。〔しかし〕この日本の変化は、全世界にとって重大な変貌である、世界の中心に位置する古代帝国・中国の今後の変貌のほんの序章にすぎない。

スイス民法典は、我々の小さな共和国でまさに〔今〕施行されるところまできた。これは祖国にとって幸福なことであり、この幸せを他国と共有することが出来るのである。しかも、国家内に余計な激しい怒りを呼びさますこともなく、我々の中立〔的立場〕を超えるものではなく、〔他国の〕状況をかき乱そうなどという下心など全くなき、ただ役に立ちたいという願いがあつてのことである。

中国において入念に練り上げられている再編成の作品に、〔我々の民法典が〕どのようにして役割を果たしてゆけばいいのかわかるのではない。

物質的な利益は、人間のすべてでもなく国のすべてでもない。

我々の法典は素晴らしい作品であり、良識ある、ゆるぎない作品でもある。〔そして我々の法典は、〕国境を越えて、その影響を広めるために、そしてアジアの改革に協力するために十分な力強い活力〔も備えた〕作品であるのだ。

ルイ・ブリデル

東京〔帝国大学〕法科大学教授

5 おわりに

以上、15通の書簡を通して、ブリデルの日本における活動を概観した。日本滞在中にブリデルが綴った手紙は、本稿で翻刻・翻訳した書簡の他にも、現存していることが明らかになっている。そこで、筆者が既に発見している書簡について紹介し、本稿を終えることにしたい。

まず、ジュネーヴ公立・大学図書館（Bibliothèque publique et universitaire de Genève）には、ベルン連邦公文書館には見られなかった、フーバー以外の友人に宛てたブリデル自筆の手紙が所蔵されている。なお、その多くはフェミニストとして活躍した人たちへのものであったと思われる。例えば、Alfred + Nelly Schreiber-Favre 夫妻、Jures Cougnard、Auguste de Monsier といった人物を挙げる事が出来る。Nelly Schreiber-Favre は、スイス・ジュネーヴ州で初の女性

弁護士となった人物である。Auguste de Monsier は『社会道徳雑誌』（前述参照）のメンバーであり、彼宛の手紙には、日本の吉原の現状についての記述が見られ、女性史研究にとって大変貴重な史料となり得るであろう。また、ブリデルの出身地であるローザンヌのヴォー州公文書館（Archives conatonales vaudoises）にも、ブリデルが書いたと思われる書簡が多数残されており、さらには、ブリデルと共に日本に滞在した娘たちの書簡も所蔵されている。彼らの手紙の送り先は主に Lydie Bertholer や Georges Antoine Bridel といった人物たちである。Lydie Bertholer については、娘のアメリ（Amelie）が彼女宛の手紙の中で「tante」と呼んでいることから、ブリデルあるいは妻イダの姉あるいは妹であることがわかる。また Georges Antoine Bridel はブリデルの従兄弟である。従って、当公文書館では親類関係のものが中心に残されていることがわかるだろう。これはブリデル一家がヴォー州の名家であることも理由としてあるのかもしれない。以上のような友人・親類への書簡からは、ブリデル—フーバー書簡とはまた違う側面から、ブリデルの日本滞在における活動を見ていくことが可能であろう。今後はこれらの翻刻作業も行っていきたいと考えている。

なお、本稿を発表する 2014 年は、日本とスイスの国交樹立 150 周年を迎える記念すべき年である。これを機に、日本・スイス間の法学交流を改めて考えていきたい。

〈付記〉 本稿は平成 25 年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。